

おおたわら男女共同参画プラン

第4次大田原市男女共同参画行動計画

令和4年度～令和8年度



一人ひとりが輝く 協働互敬のまち

令和4年3月

大田原市

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行とともに、未婚・単独世帯の増加により、人口構成や世帯構成が大きく変化してきています。更には新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会、経済など多方面に大きな影響を及ぼしています。

このような中、本市が持続的に発展し、安全安心で活力ある地域づくりを進めるためには、男女が互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うという男女共同参画の視点を持つことが必要です。そして属性の違いを認め合い、その違いを活かすことで個人の能力が最大限に引き出される“一人ひとりが輝く”社会を築くことが不可欠であります。

本市では、これまで「大田原市男女共同参画を推進する条例」と「おおたわら男女共同参画プラン」を両輪として、さまざまな施策・事業を展開してまいりました。これらの取組により、男女共同参画への理解や仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備が進み、女性の活躍が徐々に進んでおります。

また、あらゆる立場や世代の方々が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性女性とも一人の人間として能力を発揮できる機会を、地域社会、職場、学校、家庭等において確保していただくことが何よりも重要であり、本市の将来像として掲げる「知恵と愛のある協働互敬のまち おおたわら」にも通じるものと考えております。

このたび、第3次計画の計画期間が令和3年度で終了することから、現行計画の総括を行うとともに、社会状況の変化や新たな問題に対応できるよう「第4次大田原市男女共同参画行動計画（令和4年度～令和8年度）」を策定しました。引き続き、市民や事業者の皆様と連携協働し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大田原市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力を賜りました各方面の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

大田原市長

津久井 富雄



目次

第1章 プランの概要	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の社会的背景	2
(1) 男女共同参画に関する国際的な動向	2
(2) 国の動向	4
(3) 栃木県の取組	6
(4) 大田原市の取組	6
(5) プランの位置付け	7
(6) プランの期間	8
第2章 大田原市の現状と課題	9
1 統計からみる大田原市	9
(1) 総人口と世帯数	9
(2) 女性の就労状況	12
(3) 若年層女性の人口に対する転出超過数の割合	13
(4) 婚姻・離婚の状況	16
(5) 出生の状況	17
(6) 女性の参画状況	18
(7) DV等相談件数の推移（婦人相談員対応分）	19
2 男女共同参画に関するアンケート調査結果	20
3 第3次プランの実績と検証	26
第3章 第4次プランの基本的な考え方	27
1 計画の基本的な視点及び取り組むべき事項	27
2 プランの基本的な考え方と方向性	28
3 施策の展開	29
4 施策の体系	30
第4章 施策の内容	31
基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり	31
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進	31
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進	32
施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）	33
基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり	35
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	35
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	36
施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進	37

基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり	38
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	38
施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保	40
施策の方向3 援助が必要な人への支援	41
第5章 プランの推進	43
1 推進体制の充実	43
2 目標設定指標一覧	44
3 プランの進行管理	45
資料編	46
1 大田原市男女共同参画を推進する条例	47
2 大田原市男女共同参画審議会規則	50
3 大田原市男女共同参画審議会委員名簿	51
4 大田原市男女共同参画庁内連絡会議設置要領	52
5 男女共同参画社会基本法	54
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	73
9 男女共同参画に関する年表	75

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

○ 男女共同参画社会¹の実現

本市では、平成16（2004）年に「男女が互いの個性を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、幸せを実感できる住みよい大田原市」を築くことを目的に「大田原市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。その理念を踏まえ、平成19（2007）年3月に「おおたわら男女共同参画プラン（大田原市男女共同参画行動計画）」を、平成24（2012）年3月に「おおたわら男女共同参画プラン（第2次計画）」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策・事業を展開してきました。これまでの取組のさらなる推進と、新たな課題に対応していくため、「おおたわら男女共同参画プラン（第3次計画）」を平成29（2017）年3月に策定しました。

これら3次にわたる行動計画に基づく取組は、男女共同参画についての理解と意識改革を進めると共に、仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備や、働く場における女性の活躍を徐々に進めてきました。「人生100年時代」を迎え、働き方や暮らし方の変革が求められる今、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識²や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）³は、男女共同参画の実現の大きな障壁となっており、また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害が後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

○ ポストコロナに向けての取組

男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで大きな影響を及ぼし、世界は今、歴史的な転換点に直面しています。私たちは、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、仕事のスタイルや働き方、生き方を考えていく必要があります。

○ プラン策定

このような動向を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、施策の全体的な枠組みとその方向性や取組内容を示す「おおたわら男女共同参画プラン（第4次計画）」を策定するものです。

男女共同参画社会¹

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

固定的な性別役割分担意識²

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）³

過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に付いたものの見方やとらえ方の偏りのこと。

2 プラン策定の社会的背景

(1) 男女共同参画に関する国際的な動向

平成7（1995）年、北京で開催された国連第4回世界女性会議において採択された、「北京宣言・北京行動綱領」は、ジェンダー¹平等への世界的な最重要指針として位置付けられ、以降、国際的な取組の進捗状況や課題が、これに基づき確認されてきました。20年が経過した、平成27（2015）年、国連は改めて、「第59回国連婦人の地位委員会」でジェンダー平等の進捗を分析・評価すると共に、同年、「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、「ジェンダー平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント²」が、すべてのSDGsを達成するための不可欠な手段であるとししました。

この間、日本においても法整備や各省横断的な様々な取組が行われ、【図1】「教育」や「健康」の分野でのジェンダー平等が進展し、男女共同参画に関する国際的な指数³である「人間開発指数（HDI）」や「ジェンダー不平等指数（GII）」では、日本の順位は比較的上位に位置しています。一方で、令和3（2021）年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では156か国中120位となっており、OECD（経済協力開発機構）加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。【図2】特に「政治」や「経済」の分野では依然として大きなジェンダーギャップが解消されず、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、日本は国際的に大きく差を広げられているのが現状です。

ジェンダー¹

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に形成された性差のことで、生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）とは区別する。社会的・文化的に形成された性差は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

エンパワーメント²

自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身に付けることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけでなく、それを社会的に使う力を用いる。また、「女性のエンパワーメント」という言葉は、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味する。

男女共同参画に関する国際的な指数³

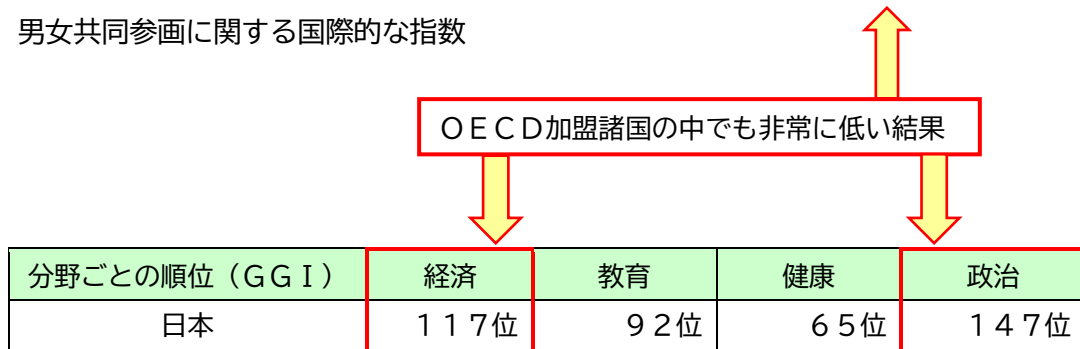
4つの指標（HDI、GDI、GII、GGI）の値が示す意味

- HDI：「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測る指数（平均寿命、就学率、一人当たりGDP等）。値が大きいほど、所得水準や経済成長率など国の開発度合いが大きいことを示している。
- GDI：人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される。各国のGDIランキングは、HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。
- GII：国家の人間開発の達成が、男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）
- GGI：経済、教育、健康、政治の分野ごとに各使用データをウエイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。「0」が完全不平等、「1」が完全平等。

男女共同参画に関する国際的な指数及び分野ごとの順位（日本）

HDI (2020) 人間開発指数 19位/189か国			GDI (2018) ジェンダー開発指数 51位/166か国			GII (2018) ジェンダー不平等指数 23位/162か国			GGI (2021) ジェンダー・ギャップ指数 120位/156か国		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	カザフスタン	0.999	1	スイス	0.037	1	アイスランド	0.892
2	アイスランド	0.955	1	クウェート	0.999	2	スウェーデン	0.040	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	トリニダード・トバゴ	1.002	2	デンマーク	0.040	3	ノルウェー	0.849
4	香港	0.949	4	ドミニカ共和国	1.003	4	オランダ	0.041	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	4	ベトナム	1.003	5	ノルウェー	0.044	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	4	ブルンジ	1.003	6	ベルギー	0.045	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	4	スロベニア	1.003	7	フィンランド	0.050	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	フィリピン	1.004	8	フランス	0.051	8	リトアニア	0.804
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	日本	0.919	51	日本	0.976	23	日本	0.099	120	日本	0.656

【図1】男女共同参画に関する国際的な指数



【図2】GGI「分野ごとの順位（日本）」

資料：HDI、GDI及びGIIについては国連開発計画（UNDP）「Human Development Report」より
GGIについては世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report」より

(2) 国の動向

○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成30(2018)年5月に公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議会選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

○ 働き方改革を推進するための関係法律の整備

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置について、労働基準法やパートタイム労働法などの関係法を改正する法律が平成30(2018)年6月に制定され、順次施行されることとなりました。

○ 女性活躍推進法¹の改正

女性の職業生活における活躍を更に推進するため、令和元(2019)年5月に改正され、一般事業主行動計画²策定義務の対象拡大、女性活躍の推進に関する情報公表の強化等が定められました。

○ ハラスメント対策を強化するための関係法律の整備

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が令和元(2019)年5月に改正され、ハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント防止対策が法制化されました。また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法³の改正により、セクシャルハラスメント等の防止策の強化が定められました。

女性活躍推進法¹

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27(2015)年8月に成立した。令和元(2019)年の改正では、「一般計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定(プラチナえるほし)の創設」等が新たに盛り込まれた。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画²

企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるもの。常用労働者301人以上(法改正により令和4(2022)年4月1日以降は101人以上)の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

育児・介護休業法³

正式名称は「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成7(1995)年6月に「育児休業等に関する法律」(平成3年法律第76号)の改正法として公布された。育児休業と介護休業の制度の設置と、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定められている。

○ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法¹の改正

DVと児童虐待が重複して発生している事案を受け、令和元（2019）年6月に改正され、DV被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化されると共に、保護対象である「被害者」に同伴する家族も含まれることとされました。

○ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

平成25（2013）年5月に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」以降の、社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、東日本大震災からの復興の取組の進展や課題の変化、これまでの災害における取組状況や新たな課題を踏まえ、女性の視点からの防災の取組をさらに徹底、充実させていくため、令和2（2020）年5月に策定されました。

○ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化するため、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を集中強化期間として、刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むことを内容とした方針が、令和2（2020）年6月に決定されました。

○ 第5次男女共同参画基本計画の策定

国の「第4次男女共同参画基本計画」において定められた10年間を見通した基本目標に基づき、後半5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2（2020）年12月に閣議決定されました。第5次の基本計画は、第4次の基本計画で実現できなかった課題と今後の社会経済構造の変化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などを踏まえて策定されました。

○ SDGs²の実現に向けた取組

国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年までに世界が取り組む17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。国の第5次男女共同参画基本計画では、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法¹

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護、支援を目的とする。

SDGs²（エスディーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されたものをいう。

(3) 栃木県の取組

○ 「とちぎ女性活躍応援団」による女性活躍の推進

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」の実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」が平成28（2016）年9月に設立され、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成しています。

○ 「男女生き活き企業」認定・表彰制度の実施

県内の中小企業・小規模企業における女性活躍の推進や働き方の見直しの取組を促進するため、誰もがいきいきと働けることを目指して積極的に取り組んでいる企業等を認定・表彰する制度を平成29（2017）年度から開始しています。

○ DV防止計画の改定

「DV防止計画」の第2次改訂版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29（2017）年3月に改正しました。

(4) 大田原市の取組

○ これまでの経緯

本市においては、平成16（2004）年、「大田原市男女共同参画を推進する条例」を制定し、その理念を踏まえ、平成19（2007）年3月に「おおたわら男女共同参画プラン」を策定しました。以降、計画期間を5年として、平成24（2012）年3月に「おおたわら男女共同参画プラン（第2次計画）」を策定し、社会全体で少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況などの影響もあり大きく変化する男女を取り巻く社会環境に対応してきました。

○ 第3次プランの取組

こうした社会環境の変化のなか、「女性活躍推進法」が制定され、社会の担い手としての女性の可能性を重視し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進していくこととされました。

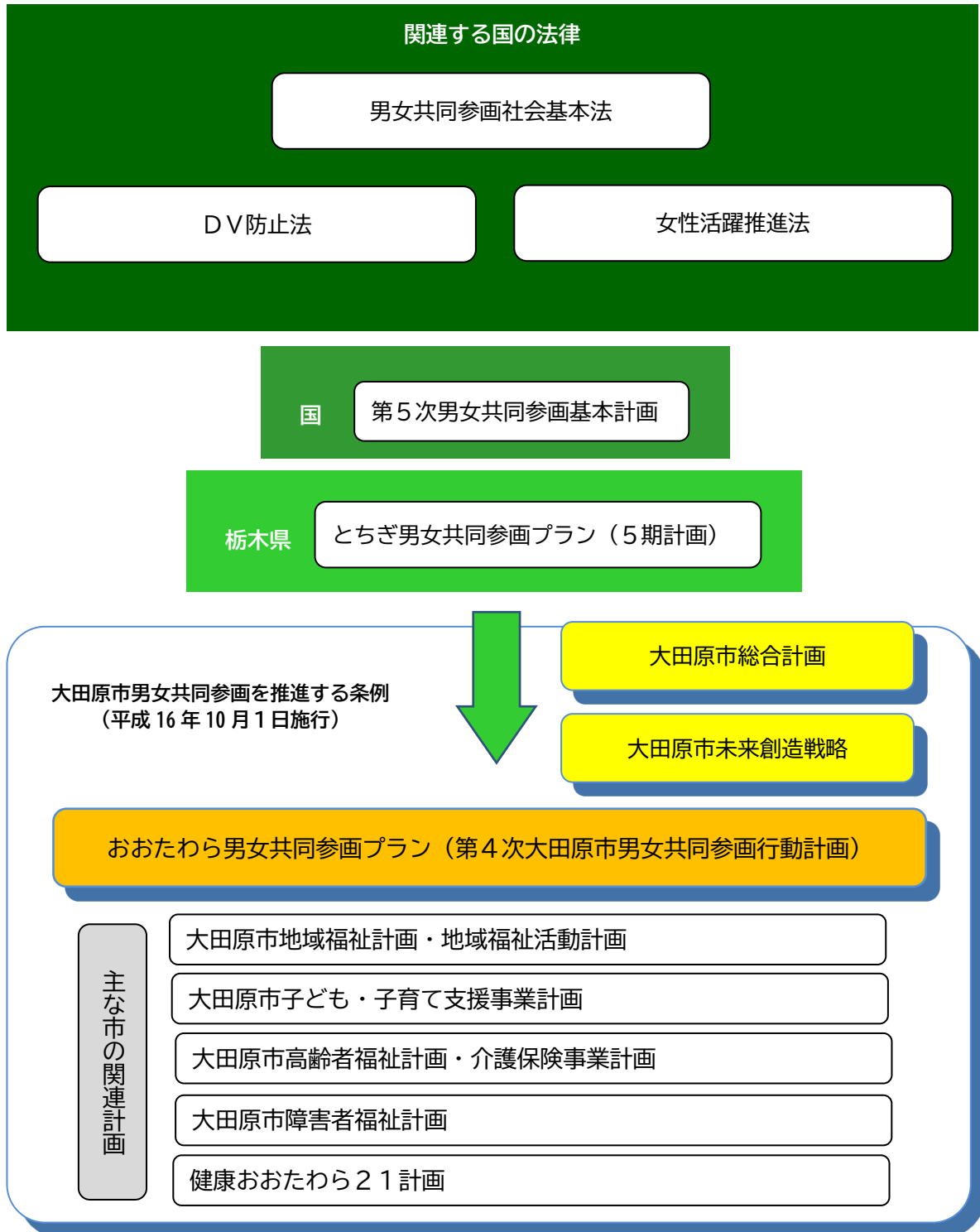
平成29（2017）年3月に策定した「おおたわら男女共同参画プラン（第3次計画）」においても、「女性活躍推進法」に基づく女性活躍推進計画として位置付けたところです。また、「DV防止法」に基づくDV防止基本計画としても位置付け、暴力に対する支援体制の強化を図りました。

平成27（2015）年に策定された、「大田原市人口ビジョン」・「大田原市未来創造戦略」、平成29（2017）年に策定された、「大田原市総合計画」とも整合性を図りながら、男女があらゆる分野へ参画できる社会づくりを推進し、心豊かに暮らせる環境づくりへの支援を行ってきました。

(5) プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市基本計画として位置付けます。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。

■プランの位置付け



(6) プランの期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。なお、社会情勢の動向や変化、計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

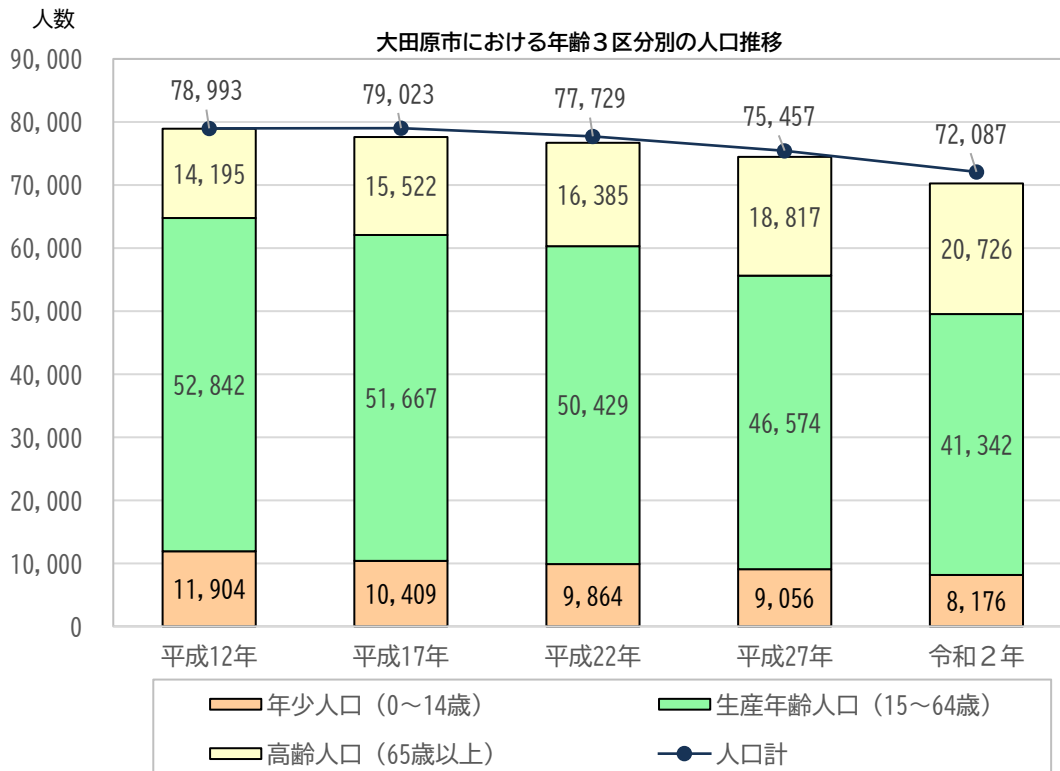
平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	
大田原市総合計画基本構想（平成29年度～令和8年度）										
					おおたわら男女共同参画プラン （第4次大田原市男女共同参画行動計画）					

第2章 大田原市の現状と課題

1 統計からみる大田原市

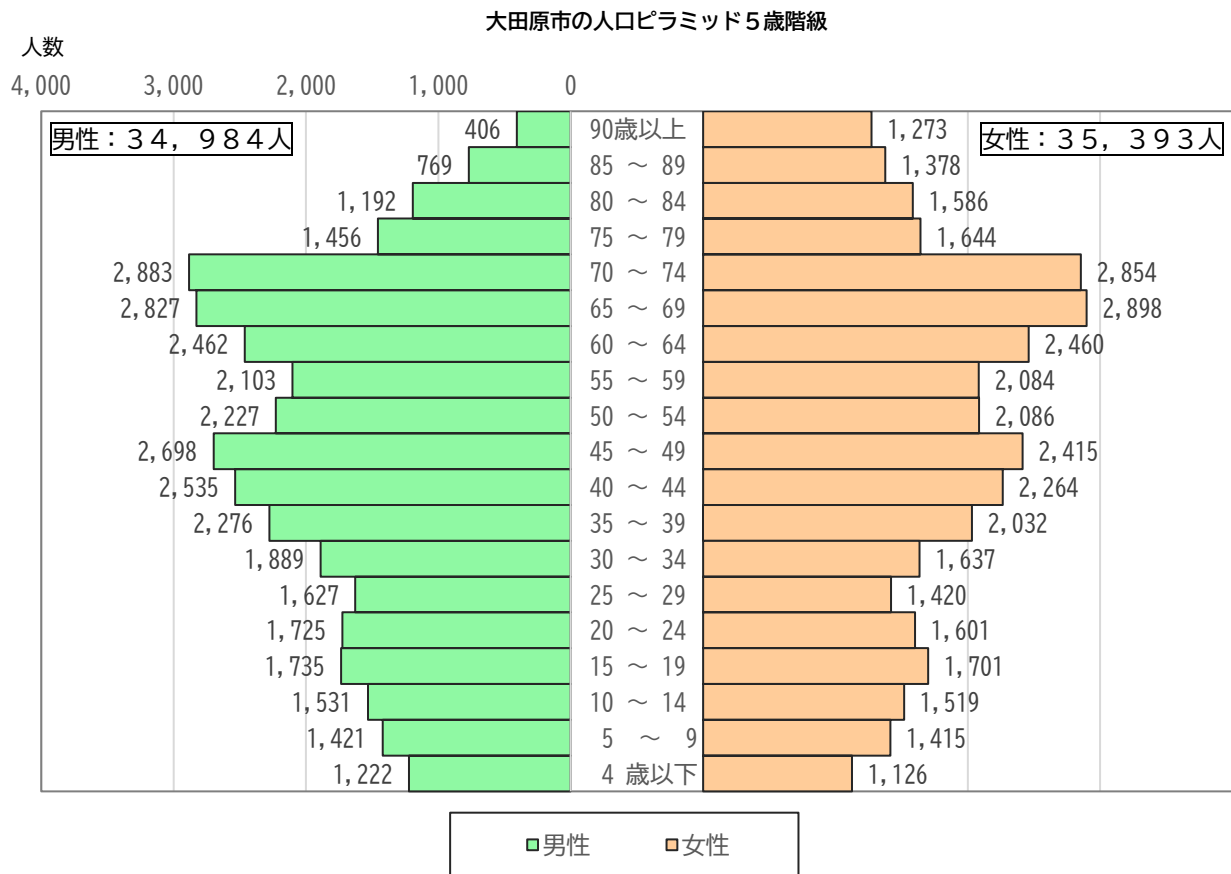
(1) 総人口と世帯数

本市は、【図1】から平成12（2000）年に高齢人口は14,195人でありましたが、令和2（2020）年には20,726人に、6,531人増加しています。一方、平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて、生産年齢人口は11,500人、年少人口は3,728人減少しています。令和2（2020）年以降も、高齢人口の増加は進行することが予想されます。生産年齢人口の減少に伴い、経済の担い手として女性の職業生活における活躍の推進が求められていることがうかがえます。【図2】から男女共に、65～69歳、70～74歳の団塊の世代の人口が最も多くなっています。本市の人口構造は、今後、若年層の人口が大幅に減少することが予想されます。【図3】から本市の世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。このことから世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。【図4】から本市の世帯類型の構成比は、令和2（2020）年と比較して「単独世帯」と「核家族世帯」の割合が増加しています。また、核家族世帯の内訳をみると、「夫婦のみの世帯」と「女親と子供からなる世帯」の割合が微増しています。



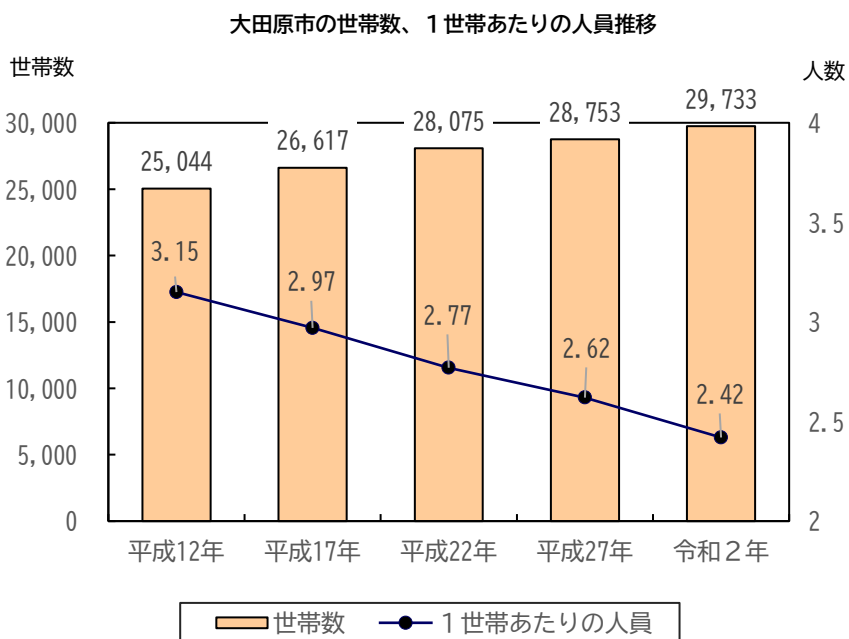
【図1】 大田原市における年齢3区分別の人口推移

資料：国勢調査（人口計には、年齢不詳が含まれているため、年齢3区分別の合計と相違あり）



【図2】大田原市の人口ピラミッド5歳階級

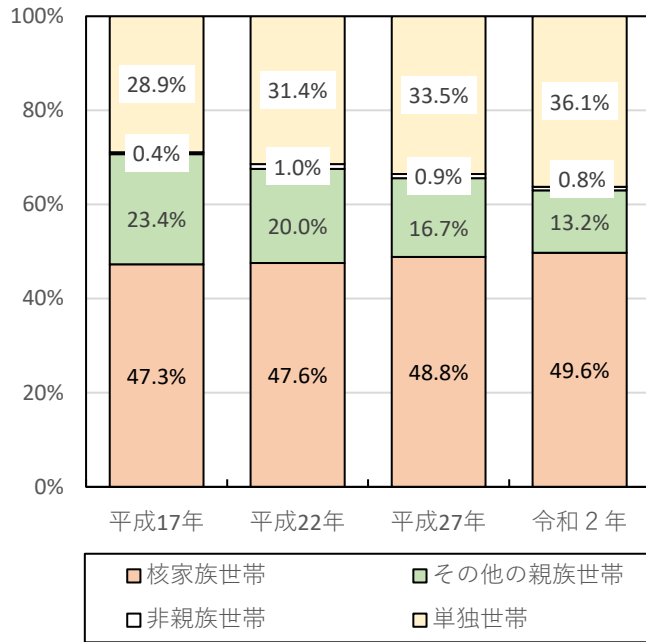
資料：住民基本台帳（令和3年4月1日）



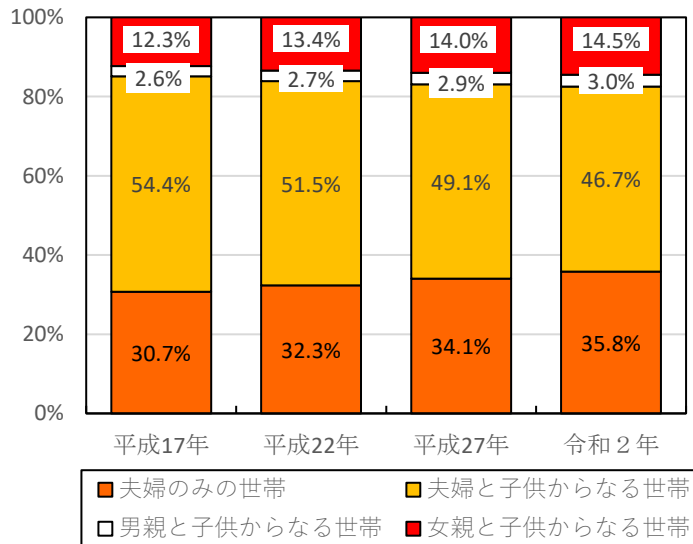
【図3】大田原市の世帯数、1世帯あたりの人員推移

資料：国勢調査

世帯の種類



核家族世帯の内訳



【図4】大田原市の世帯の種類と核家族世帯の内訳

資料：国勢調査

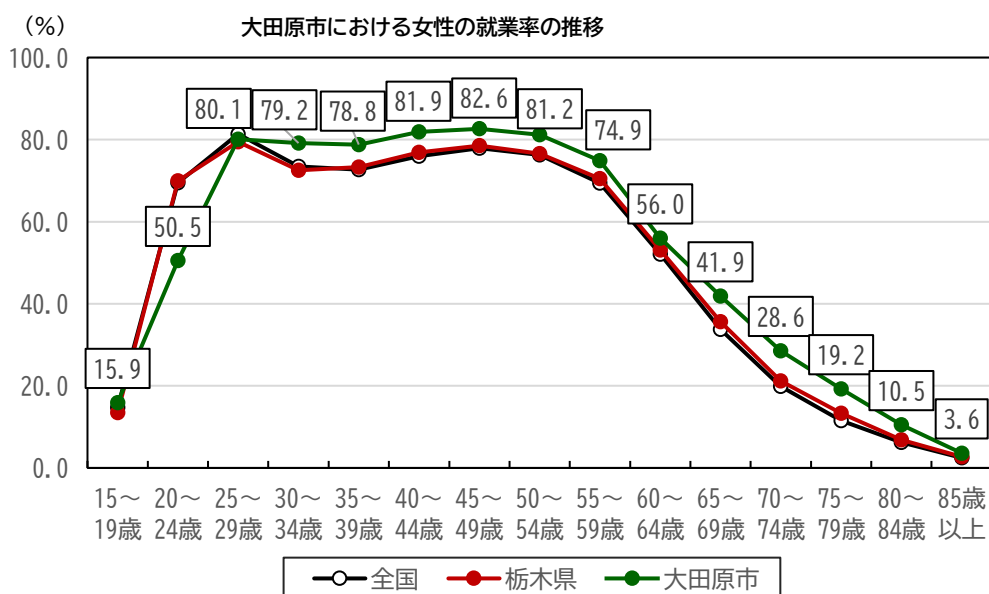
(2) 女性の就労状況

女性の就業者には、正規雇用労働者だけでなく、多くのパートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が含まれています。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられています。また、こうした待遇差が、全ての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられています。

したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていく必要があります。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要になります。

【図1】本市の女性の労働力率¹についてみると、20～29歳を除くすべての年代で国・県を上回っています。その一方で、30歳代前半で労働力率が低下し、その後、上昇する傾向がみられ、子育て期における離職もうかがえます。

国・県は、25～29歳で労働力率が最も高くなる傾向がある一方、本市では45～49歳が最も高くなっていることから、子育て後に働くことを希望する女性が多いことがうかがえます。



【図1】大田原市における女性（年齢5歳階層別）の就業率の推移（国・県との比較）

資料：国勢調査（平成27年）

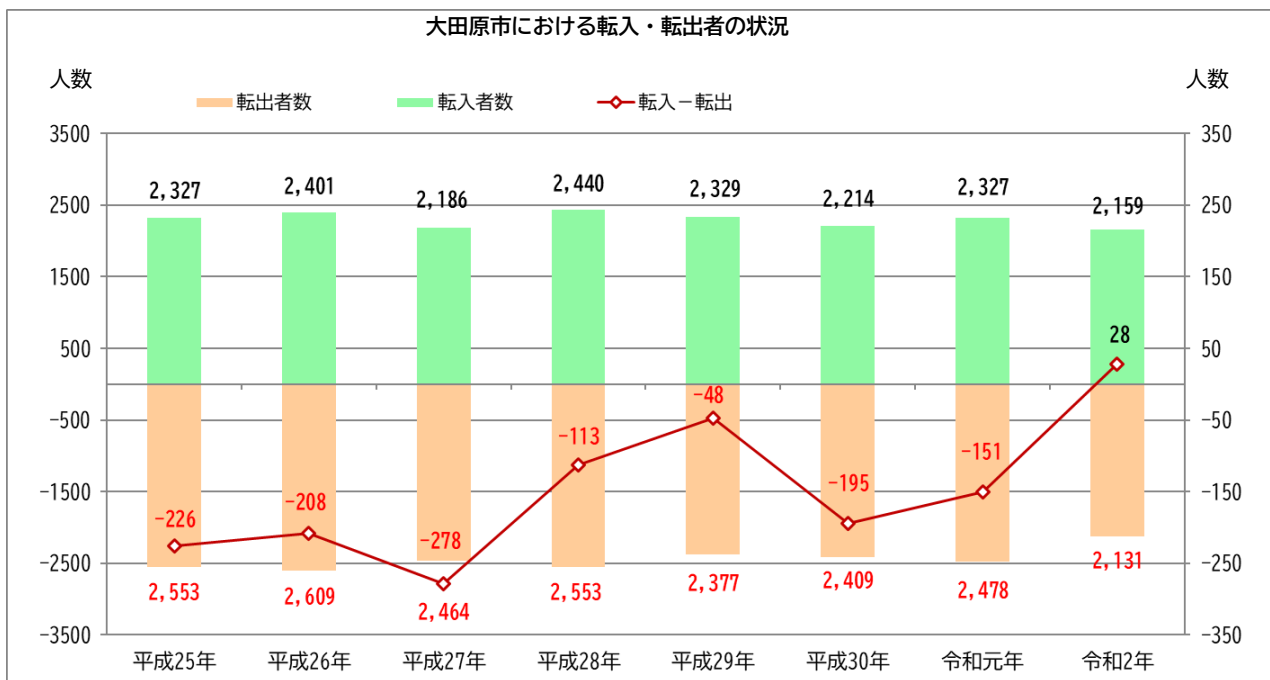
労働力率¹

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは、労働の意志と能力を持っている人口のことをいい、就業者のほか、労働の意志と能力を持っているが何らかの事情で就業できていない「完全失業者」が含まれている。

(3) 若年層女性の人口に対する転出超過数の割合

近年、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年層、特に若年層女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面しています。また、地方においては、特に中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっています。若年層女性については、地元が女性にとって働きにくい環境であるために大都市圏に移動している可能性も指摘されています。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっています。今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定されます。安心して暮らすために、十分な所得ややりがいが見られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていくことで、地域の担い手の確保になり、多様な視点が加わることで生産性の向上や、経済社会の持続可能性の向上にもつながります。

本市においても【図表1】から例年、転入者よりも転出者が多く、【図表2】から宇都宮市・那須塩原市・県外への転出者が多くみられます。また【図表3】から若年層の転出が多く、【図表4】から若年層女性の転出が多くみられます。



【図表1】大田原市における転入・転出者の状況

出典：統計係毎月人口調査による集計(1/1～12/31)、総務省「住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査」

【図表2】 県内市町・県外からの転入、大田原市から県内市町、県外への転出状況
 数値は、市内市町、県外別転入超過人数（転入－転出） 単位：人

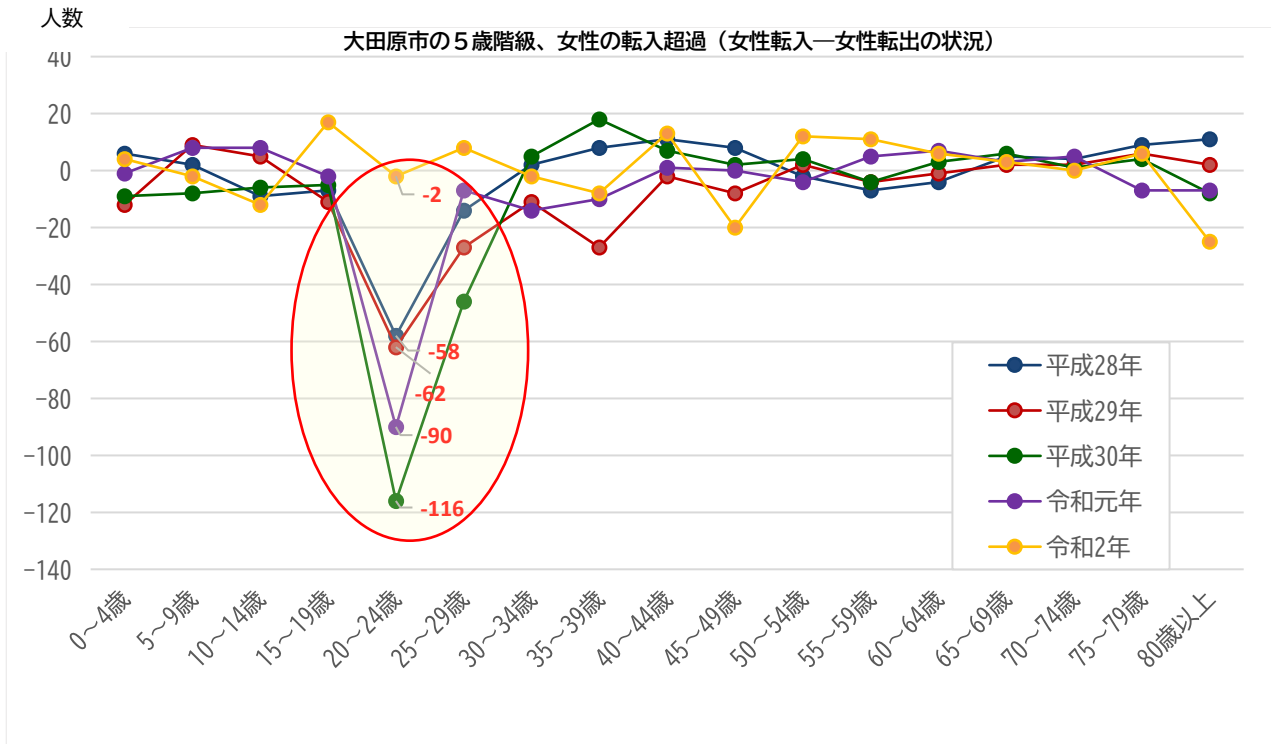
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
宇都宮市	-58	-82	-104	-109	-74
足利市	-1	2	10	5	1
栃木市	-8	4	-10	4	9
佐野市	5	-8	-9	-2	1
鹿沼市	-16	12	2	-4	-2
日光市	8	-6	7	0	14
小山市	-16	-12	7	-10	14
真岡市	-3	-9	-9	-5	-4
矢板市	16	1	-16	8	28
那須塩原市	53	-58	-46	-68	16
さくら市	-4	-8	4	-6	-20
那須烏山市	7	7	12	0	9
下野市	0	-1	2	-2	4
河内郡	-9	6	-2	6	-3
芳賀郡	-4	7	1	5	6
下都賀郡	2	3	0	6	5
塩谷郡	0	3	3	-1	-1
那須町	17	-1	11	22	8
那珂川町	6	16	14	32	26
県外	-5	-63	-72	21	-22

出典：栃木県「栃木県毎月人口調査年報」前年 10/1～当該年 9/30 の集計

【図表3】 大田原市の5歳階級別、転入超過（転入－転出）の状況
 数値は、転入人数－転出人数（プラスは転入超過、－は転出超過） 単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
0～4 歳	11	-10	-4	-20	22
5～9 歳	3	1	3	11	7
10～14 歳	-17	11	-1	4	-21
15～19 歳	-33	-21	-23	-10	15
20～24 歳	-126	-88	-137	-81	-37
25～29 歳	-36	-88	-70	-33	24
30～34 歳	0	-28	44	-12	-24
35～39 歳	42	-55	18	-3	4
40～44 歳	14	-15	14	4	19
45～49 歳	16	-4	13	-11	-26
50～54 歳	0	-14	1	-15	9
55～59 歳	0	-8	-7	15	25
60～64 歳	7	-3	6	9	6
65～69 歳	10	5	4	0	7
70～74 歳	8	8	8	6	-4
75～79 歳	17	6	13	-12	8
80 歳以上	20	4	-11	-5	-28

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」年間 1/1-12/31 の移動数



【図表4】大田原市の5歳階級別、女性の転入超過（女性転入－女性転出の状況）

数値は、女性の転入－女性の転出（プラスは転入超過、－は転出超過）単位：人

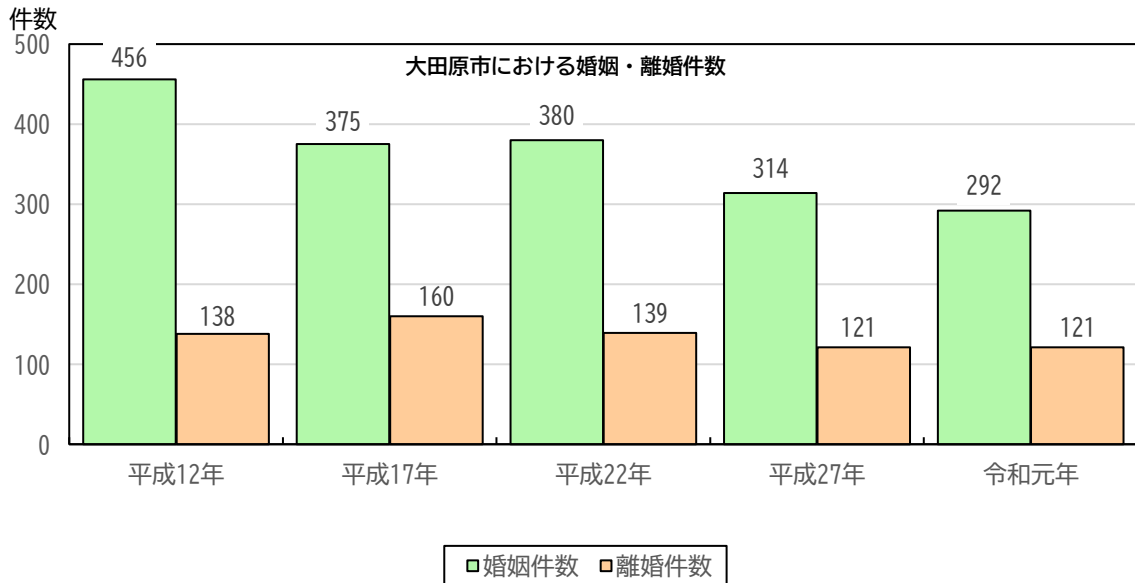
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
0～4歳	6	-12	-9	-1	4
5～9歳	2	9	-8	8	-2
10～14歳	-9	5	-6	8	-12
15～19歳	-7	-11	-5	-2	17
20～24歳	-58	-62	-116	-90	-2
25～29歳	-14	-27	-46	-7	8
30～34歳	2	-11	5	-14	-2
35～39歳	8	-27	18	-10	-8
40～44歳	11	-2	7	1	13
45～49歳	8	-8	2	0	-20
50～54歳	-2	2	4	-4	12
55～59歳	-7	-4	-4	5	11
60～64歳	-4	-1	3	7	6
65～69歳	5	2	6	3	3
70～74歳	4	2	1	5	0
75～79歳	9	6	4	-7	6
80歳以上	11	2	-8	-7	-25

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」年間1/1-12/31の移動数

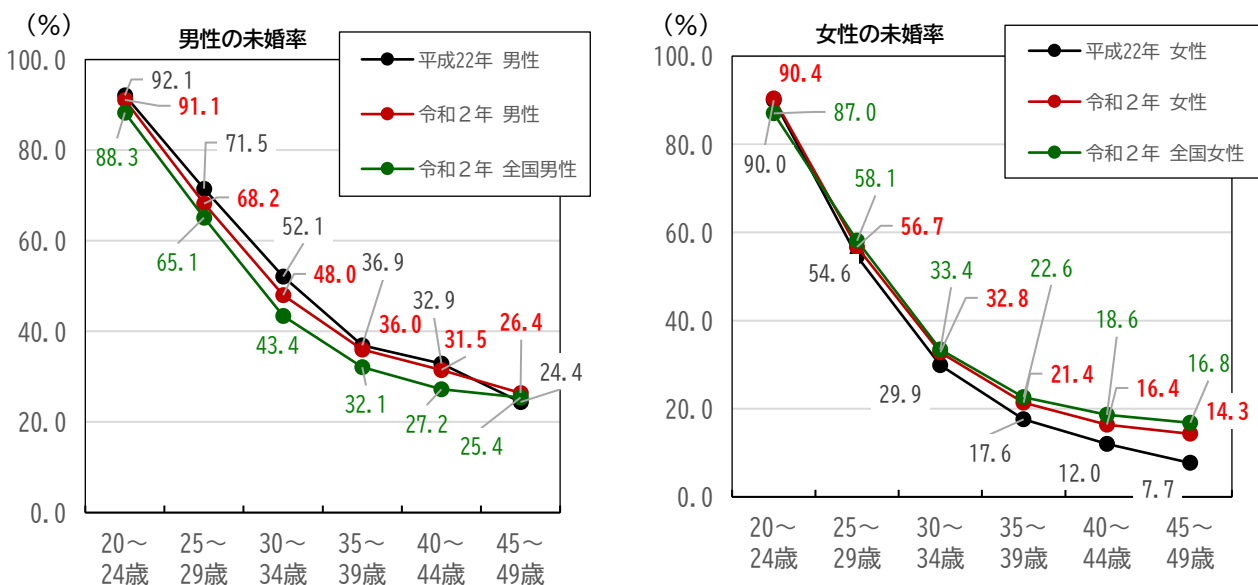
(4) 婚姻・離婚の状況

【図1】から婚姻件数は右肩下がりです。また離婚件数は、平成17(2005)年では、160件でしたが、それ以降は120~130件で横ばいになっています。

【図2】から本市男性の未婚率は、すべての世代で全国よりも高い状況にあります。また本市女性の未婚率は、全国女性と比較すると低いです。少子化に歯止めをかけるためには、若い世代の結婚・出産・子育て環境整備や教育環境の充実を図り、人口減少の克服に向けた施策を促進する必要があります。



【図1】大田原市における婚姻・離婚件数（概ね5年ごとの推移） 資料：栃木県人口動態統計

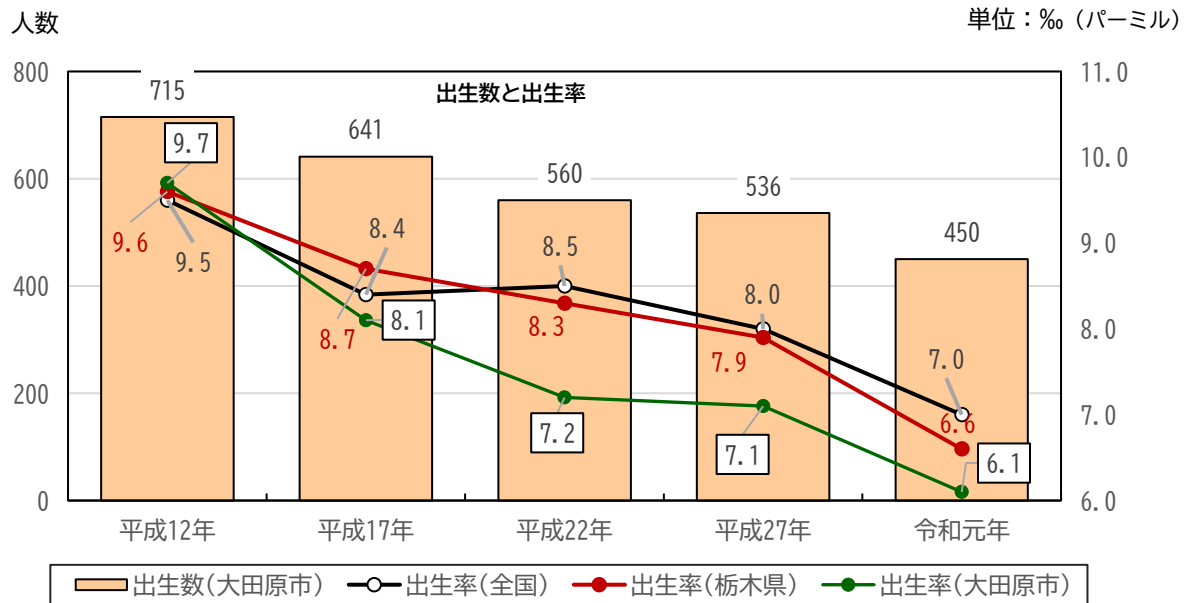


【図2】大田原市における未婚率（年齢5歳階級別）の推移（国との比較）

資料：国勢調査

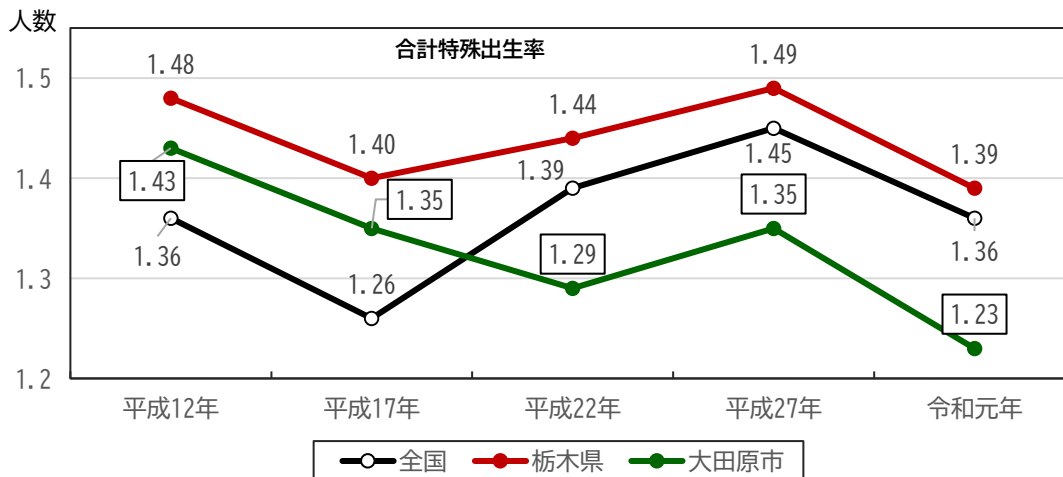
(5) 出生の状況

【図1】本市の出生率¹の推移をみると、平成12年から令和元年にかけて減少し続け、国・県より低い比率で推移しています。【図2】合計特殊出生率²の推移をみると、1.3前後を推移しています。合計特殊出生率においても、国・県より低い比率で推移しており、栃木県とは年々差が広がっています。



【図1】出生数と出生率（概ね5年ごとの推移）

資料：栃木県保健統計年報



【図2】合計特殊出生率（概ね5年ごとの推移）

資料：栃木県保健統計年報

出生率¹

人口1000人に対する1年間の出生数の比率を表す。

合計特殊出生率²

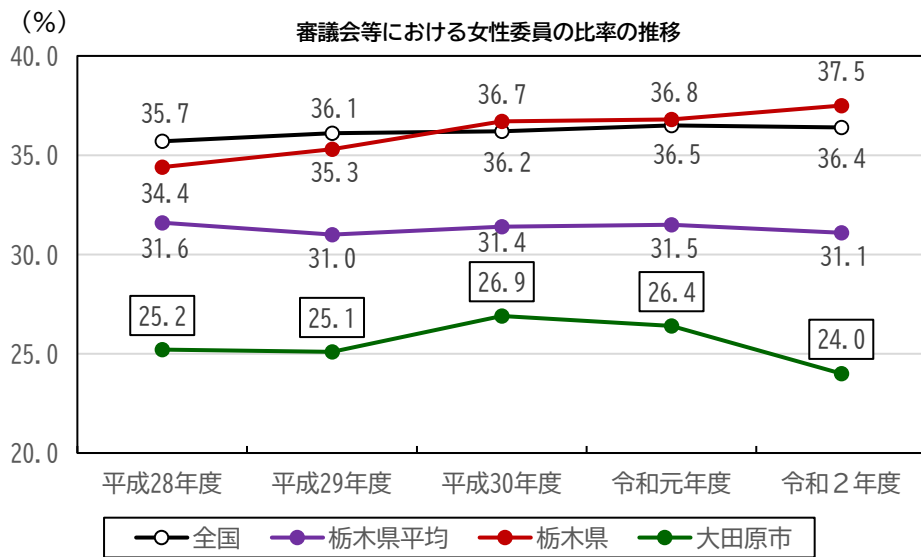
1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を表す。

(6) 女性の参画状況

ここ数年、女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、依然として低い比率となっています。「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るい未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題であります。

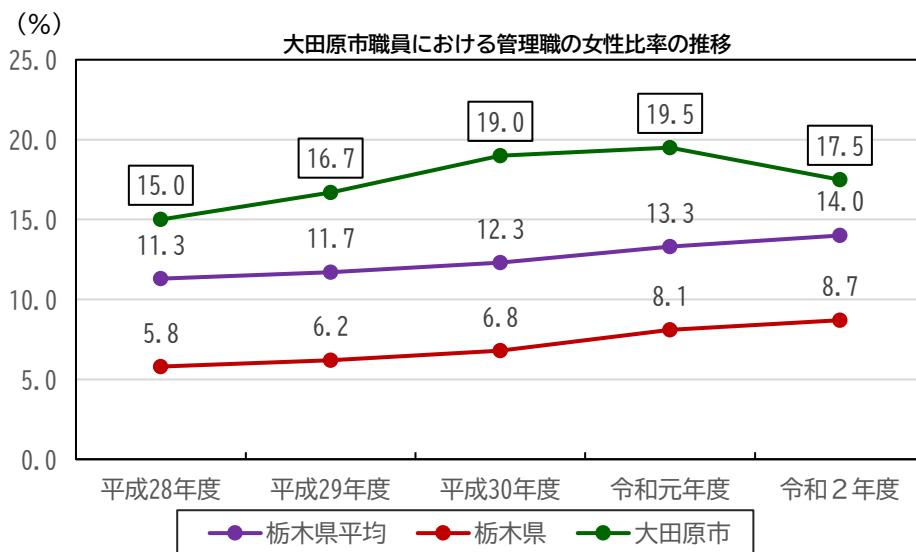
【図1】審議会等における女性委員の比率の推移をみると、令和2年まで横ばいで推移しています。本市は国・県・県内市町平均よりいずれも低い比率で推移しています。

【図2】市職員における管理職の女性比率の割合の推移をみると、県・県内市町平均より高い比率で推移しています。



【図1】大田原市の審議会等における女性委員の比率の推移（国・県比較）

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況



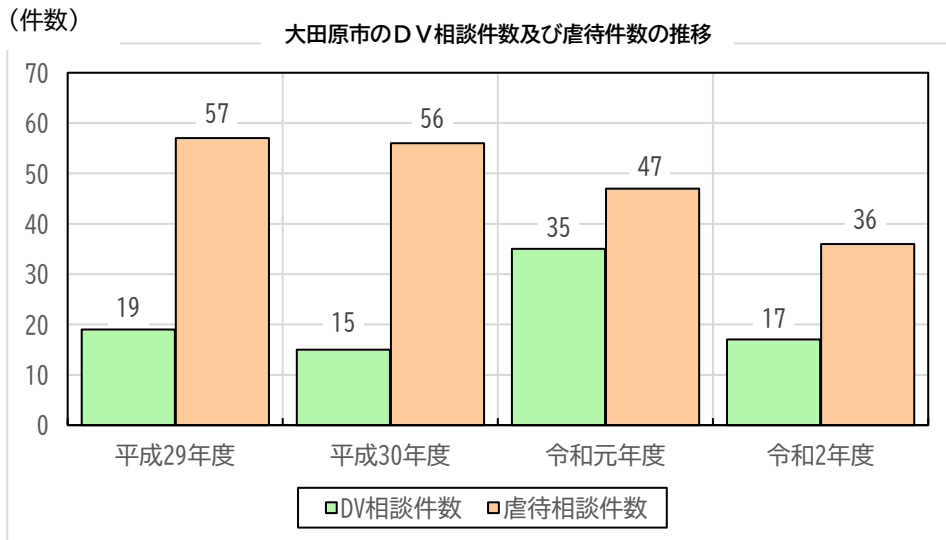
【図2】大田原市職員における管理職の女性比率の推移（県比較）

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(7) DV等相談件数の推移（婦人相談員対応分）

本市のDVに関する相談件数は、平成29年度は19件、平成30年度は15件となっておりますが、令和元年度に増加し、令和2年度は減少しています。

また、虐待関係の相談件数の推移は減少の傾向にありますが、潜在化している可能性もあるため引き続き注視していく必要があります。



【図1】大田原市のDV相談件数及び虐待相談件数の推移

資料：大田原市

2 男女共同参画に関するアンケート調査結果

男女共同参画に関するアンケート調査

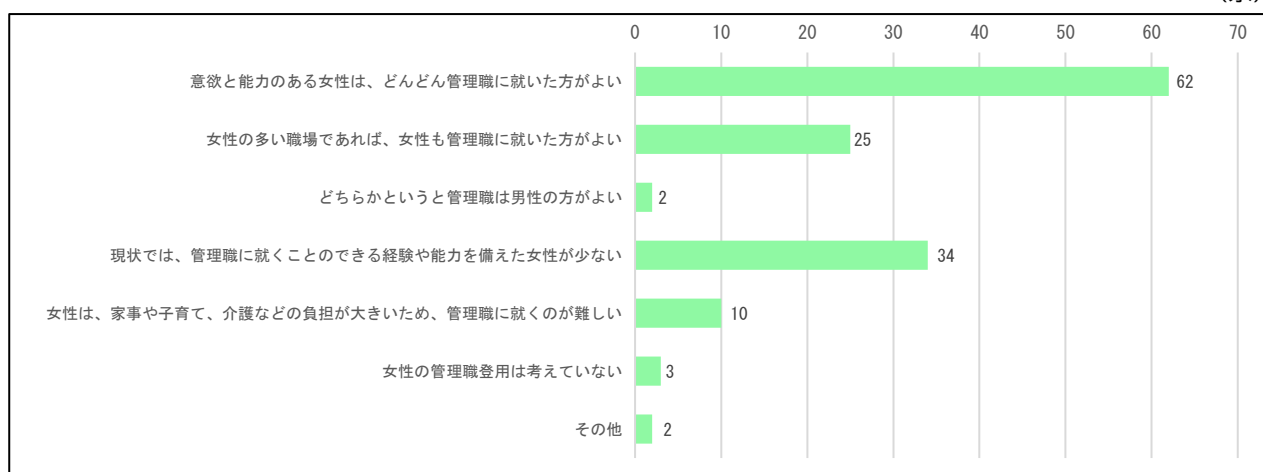
	事業所意識・実態調査	若者意向調査 [高校生編]	若者意向調査 [大学生編]
調査対象	市内 事業所224社	市内 高校2年生591人	市内 大学3,730人
調査期間	令和2年10月～11月	令和2年9月	令和2年10月～11月
調査方法	郵送配布・郵送回収 および WEBアンケート配信	配布・回収による調査	WEBアンケート配信
回収数	74票	580票	473票
回収率	33.0%	98.1%	12.68%

事業所意識・実態調査（一部抜粋）

■女性の活躍・登用について（〇はいくつでも可）

「意欲と能力のある女性は、どんどん管理職に就いた方がよい」と回答している事業所が最も多く、「現状では、管理職に就くことのできる経験や能力を備えた女性が少ない」という回答が2番目に多いことから、女性の活躍は進んでいますが、女性の管理職登用に向けて、経験を積ませることや能力の開発に課題を感じている様子がうかがえます。

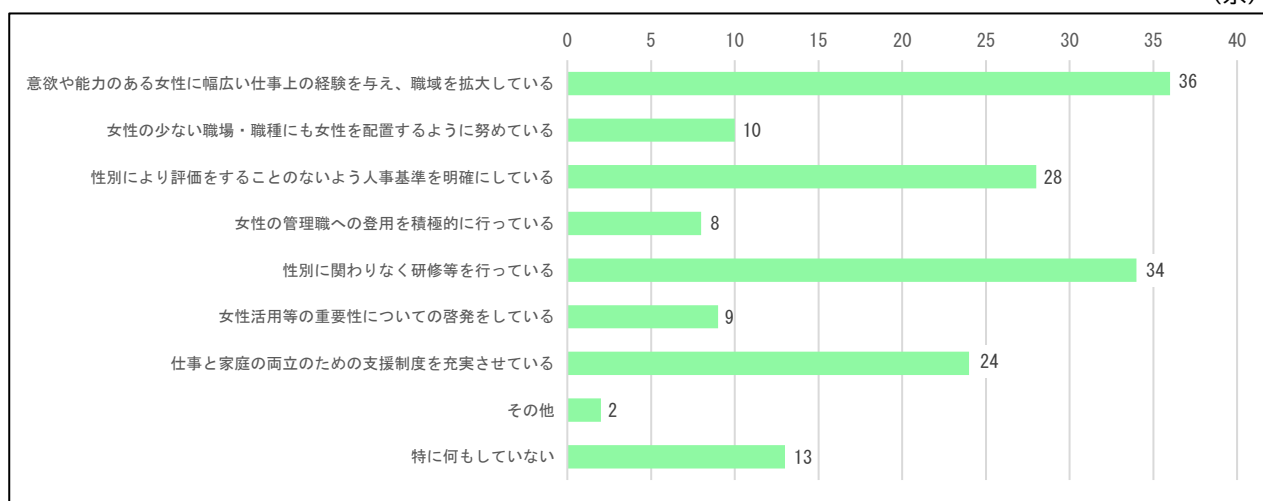
(票)



■女性を積極的に活用するため、何か取り組んでいること

「意欲や能力のある女性に幅広い仕事上の経験を与え、職域を拡大している」が最も多く、「性別に関わりなく研修を行っている」「性別により評価することのないよう人事基準を明確にしている」「仕事と家庭の両立支援のための支援制度を充実させている」と続いています。これまで女性活躍の取組としては、両立支援制度の整備や研修等に取り組む企業が多くありましたが、「意識が高く能力があれば女性も管理職に」という意識の広がりと共に、人事評価制度にも踏み込んで「男女によらず能力の高い人を評価する」という基準が示されることは、女性活躍に対して職場の納得感が得られる大きな一歩と言えます。

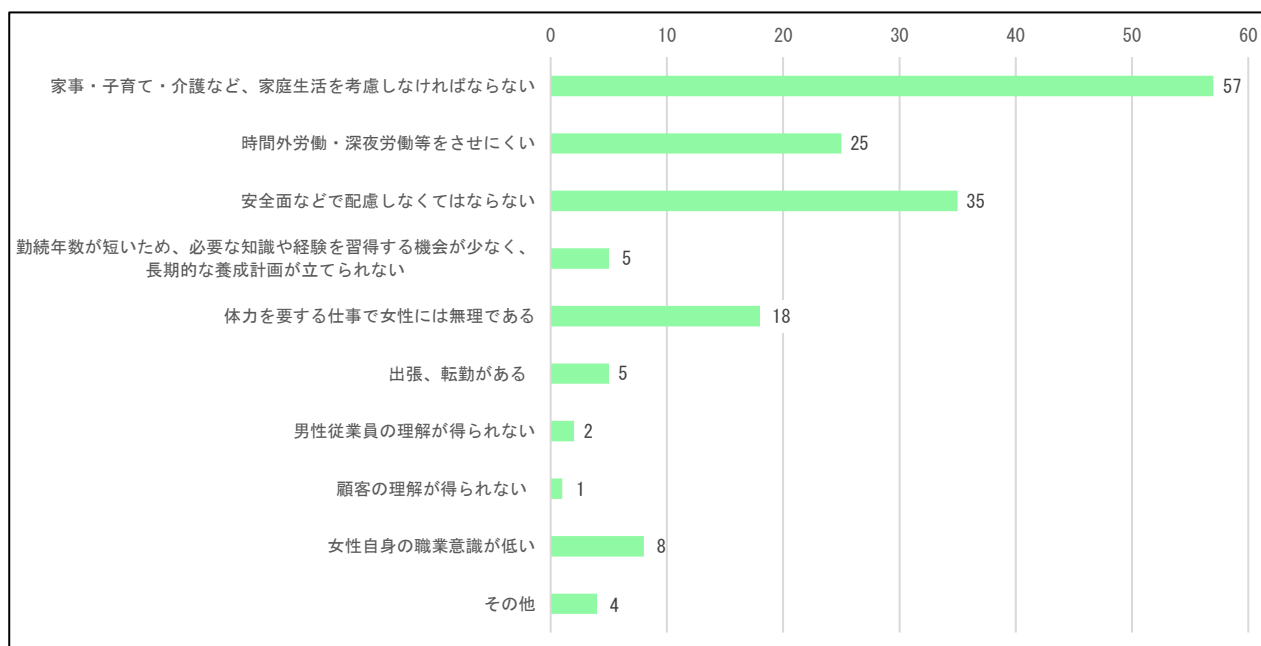
(票)



■女性が男性と同じ職務を遂行するうえでの課題や障壁について

「家事・子育て・介護など、家庭生活を考慮しなければならない」が最も多く、女性が活躍するためには、家庭との両立が1番の課題であると感じている事業所が多いことから、ここからも性別役割分担の意識が根強いことがわかります。2番目の回答からは「安全面などで配慮しなければならない」「時間外労働・深夜労働等をさせにくい」「体力を要する仕事では女性には無理である」と続きます。業種によっては男女の差により向き不向きな作業が存在することも事実であり、それらをどのように理解し、テクノロジーをどのように活用するか等が今後の課題であると言えます。

(票)



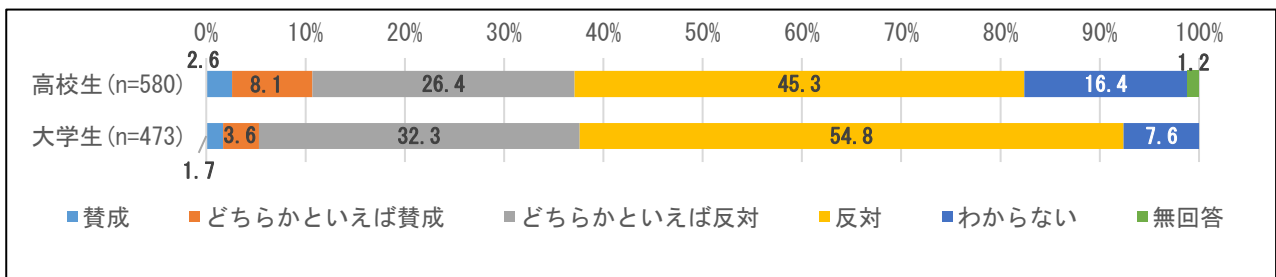
若者（高校生・大学生）意識調査（一部抜粋）

■「男は仕事、女は家庭」という、性別によって役割を固定する考え方について

高校生 性別によって役割を固定する考え方については、「反対」「どちらかといえば反対」が、合わせて71.7%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」が10.7%でした。また、「わからない」が16.4%となっており、内容が伝わっていないか、将来についてどのようにしたいのか、今まで考える機会がなかった可能性もあります。

大学生 「反対」「どちらかといえば反対」が87.1%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」が11.2%、「わからない」が7.6%で、9割に近い学生が性別によって役割を固定する考え方に対し、否定的にとらえていることがわかります。

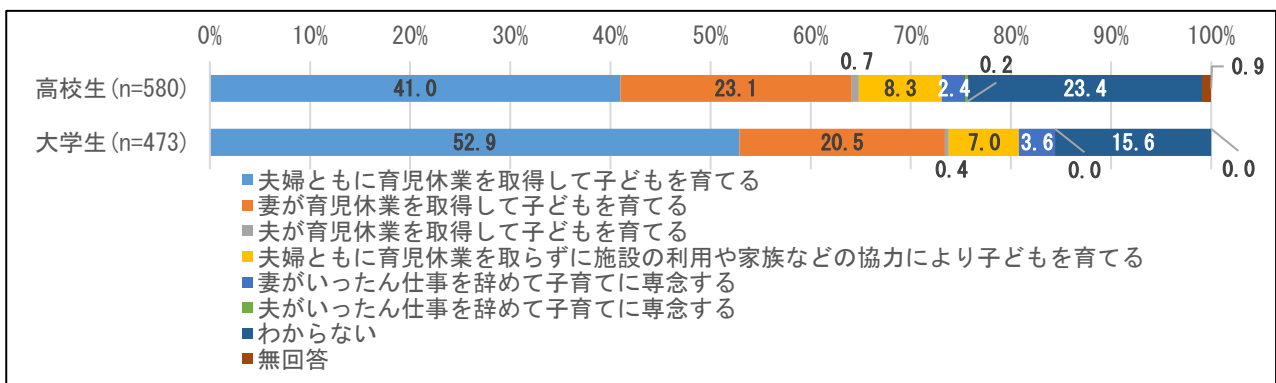
男女別にみると、「反対」「どちらかといえば反対」は、男性が78.8%、女性が89.9%であり、女性が11.1%多く、「賛成」「どちらかといえば賛成」は、男性が12.8%、女性が2.9%であり、男性が女性の4.4倍も「賛成」という意見もあったことから、男性の方が役割の固定意識があることがわかります。



■もしあなたが将来子どもを持ったとき、子育てをどのように行っていきたいか

高校生 「夫婦ともに育児休業を取得して子どもを育てる」が41%で一番高いものの、次いで「わからない」23.4%、「妻が育児休業を取得して子どもを育てる」23.1%と続いていることから、子育てについては、まだまだイメージが湧かない様子がうかがえます。

大学生 「夫婦ともに育児休業を取得して子どもを育てる」が52.9%と1番割合が高いものの「妻が育児休業を取得して子どもを育てる」が20.5%あり、女性が育児を担うという意識が残っていることがうかがえます。

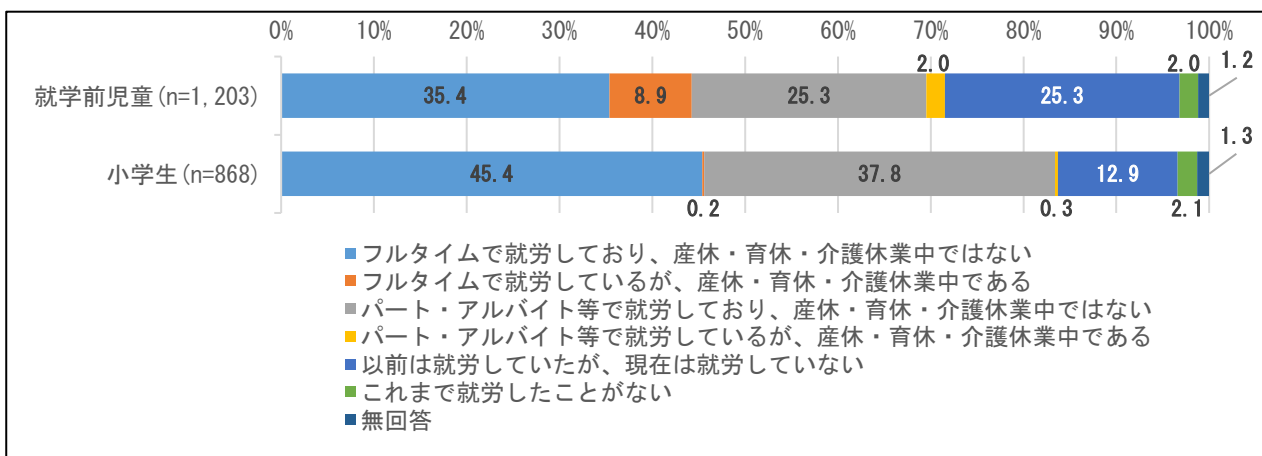


子ども・子育て支援に関するアンケート調査

	就学前児童保護者	小学生保護者	妊産婦
調査対象	市内在住2,500人	市内在住1,862人	市内在住266人
調査期間	平成30年12月3日～平成30年12月21日		
調査方法	郵送による配布・回収		
回収数	1,209票	883票	164票
回収率	48.4%	47.4%	61.7%

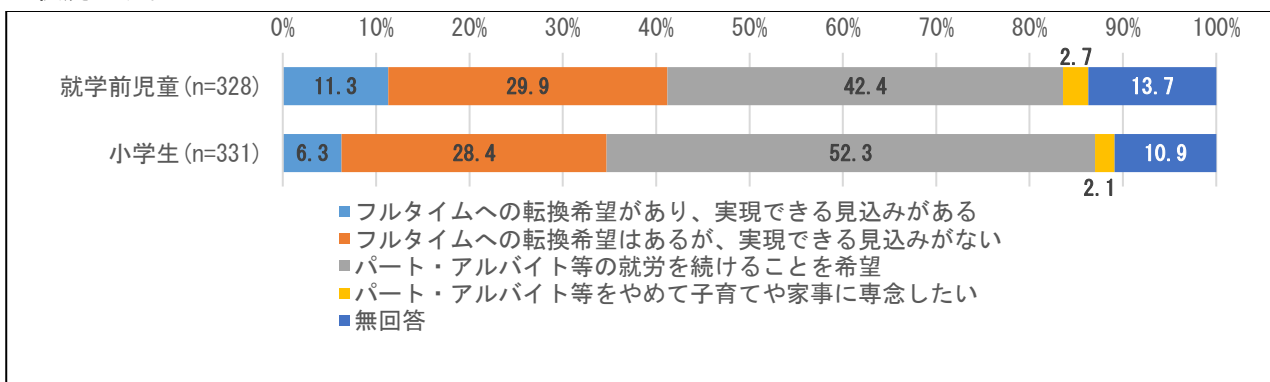
■母親の就労状況

就学前児童保護者、小学生保護者とも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、5年前のアンケート調査と比べるとフルタイムで就労している母親が増加しています。



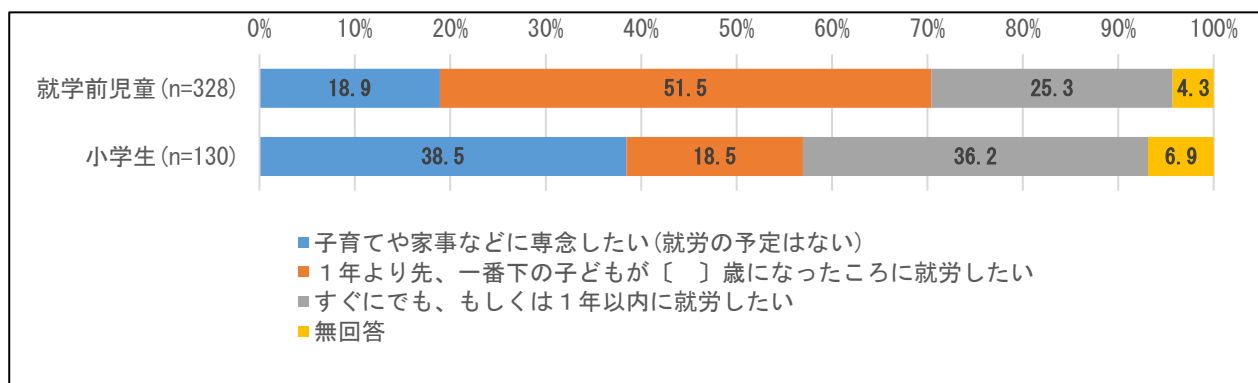
■パートアルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望

就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、現実できる見込みがない」の意見が多い状況です。



■現在就労していない母親の就労希望

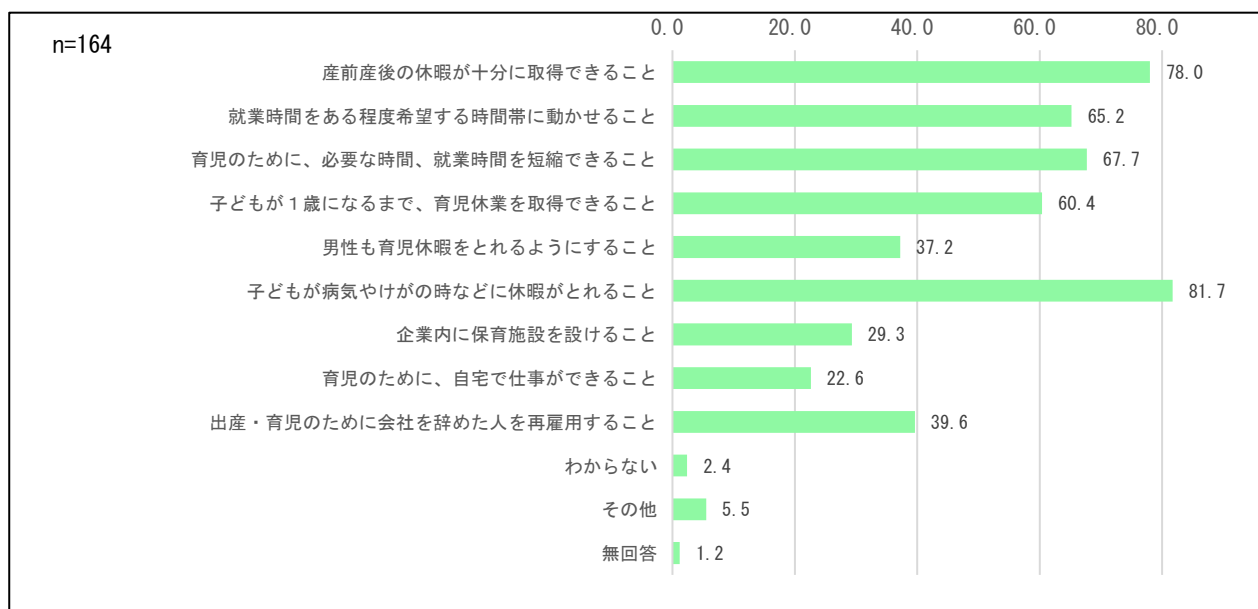
就学前児童保護者では「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」が、小学生保護者では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が多い状況です。



■子育てと仕事の両立のために企業に普及してもらいたいこと（妊産婦）

「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること」と「産前産後の休暇が十分に取得できると」が多く、次いで「育児のために、必要な時間、就業時間を短縮できること」「育児のために、就業時間のある程度希望する時間帯に動かすことができること」が多い状況です。

(%)



3 第3次プランの実績と検証

第3次プランでは、3つの基本目標及び計画の推進に基づき、男女共同参画に関する事業を展開してきました。施策の実施状況の把握・評価にあたっては、男女共同参画の視点に配慮し、推進に寄与しているかどうかを把握することに重点をおいて整理しました。

全体評価結果【図1】をみると、85事業のうちA評価が57事業、B評価が22事業、D評価が1事業であり、A評価、B評価合わせて9割以上が事業目的を達成できました。

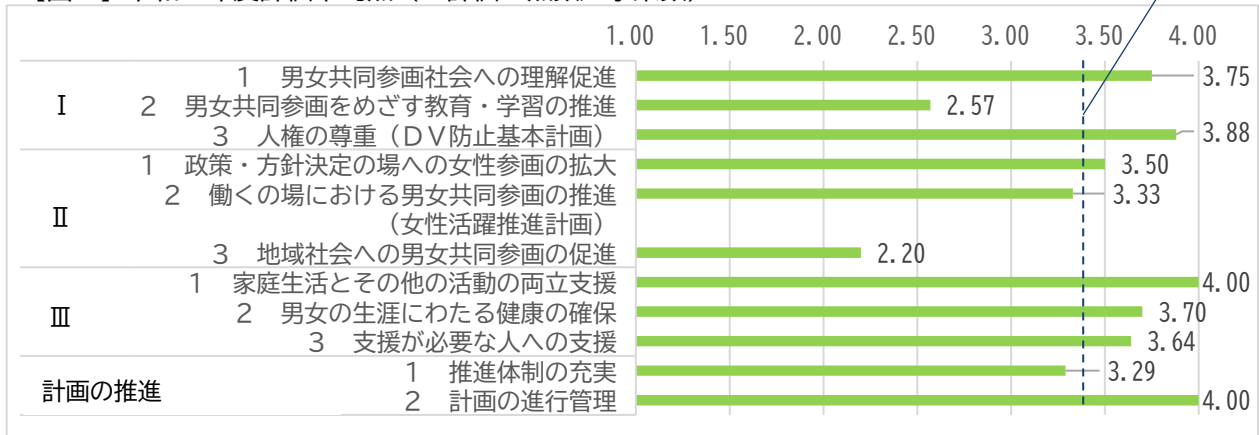
また、評価を点数化し、平均点を算出した結果【図2】、「家庭生活とその他の活動の両立支援」、「計画の進行管理」が4点と最も高く、「地域社会への男女共同参画の促進」が2.2点と最も低い状況です。

【図1】令和2年度全体評価結果（事業数）

基本目標	施策の方向	A	B	C	D	-	計
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画社会への理解促進	3	1	0	0	0	4
	2 男女共同参画をめざす教育・学習の推進	3	2	0	0	2	7
	3 人権の尊重（DV防止基本計画）	7	1	0	0	0	8
Ⅱ 男女があらゆる分野へ参画できる社会づくり	1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	2	2	0	0	0	4
	2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	8	6	0	0	1	15
	3 地域社会への男女共同参画の促進	1	2	0	1	1	5
Ⅲ 男女が心豊かに暮らせる環境づくり	1 家庭生活とその他の活動の両立支援	12	0	0	0	0	12
	2 男女の生涯にわたる健康の確保	7	3	0	0	0	10
	3 支援が必要な人への支援	7	4	0	0	0	11
計画の推進	1 推進体制の充実	5	1	0	0	1	7
	2 計画の進行管理	2	0	0	0	0	2
計		57	22	0	1	5	85

項目	評価（事業本来の目的での達成度）	点数
A	達成された（90%以上）	4
B	概ね達成された（80%以上）	3
C	あまり達成されていない（60%以上）	2
D	達成されていない（60%未満）	1
-	実施なし	0

【図2】令和2年度評価平均点（＝評価×点数／事業数）



第3章 第4次プランの基本的な考え方

1 計画の基本的な視点及び取り組むべき事項

(1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものですが、男女共同参画社会が実現されるまでには至っていません。その原因の一つとして、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。男女とも意識を改革し、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し共同で責任を担うことで、社会的な男女の格差（ジェンダーギャップ）を解消し、女性のみならず、男性の暮らし方や生き方の選択肢も広がり、より豊かで活気あふれたものとなります。

男女共同参画社会の実現のためには、性差による違いを画一的にとらえるのではなく、人は皆平等であり、個人として尊重されなければならないという基本的な理念を深く理解することが最も重要です。

(2) 性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援

誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会であってこそ、人は能力を発揮することができます。性犯罪・性暴力、DV、セクシュアルハラスメントや売買春などの性の商品化は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害です。暴力によって心身に大きな苦しみを受けるだけではなく、長年にわたって深い傷跡を残すことがあり、その根絶は喫緊の課題です。

また、女性は男性よりも経済的に不安定な立場に置かれることが多いため、生活上の困難に陥りやすい傾向があります。そのため、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

このような個々に抱える課題に対して、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

(3) 男女が共に防災・復興対策活動に参画する機会の確保

本市では、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。また、感染症の発生や頻発する自然災害にも迅速に対応していく必要があります。そのため、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要があります。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性参画をすすめ、多様な視点が確保されることで、迅速かつきめ細やかに対応することができ、全ての人が安心して暮らすことのできる持続可能な社会づくりにつながります。

2 プランの基本的な考え方と方向性

大田原市男女共同参画を推進する条例第3条に定める6つの基本理念を基に、本プランの基本理念を定め推進します。

【 基本理念 】

<p>1 男女の個人としての尊厳</p> <p>男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保できるようにします。</p>	<p>2 固定的な役割分担や慣行にとられない活動の自由な選択</p> <p>男女が、社会における活動を、自由に選択できるようにします。</p>
<p>3 方針の立案及び決定への参画機会の確保</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保できるようにします。</p>	<p>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護等、家族の一員としての役割を果たし、家庭以外の活動にも対等に参画し、両立できるようにします。</p>
<p>5 男女の生涯にわたる健康の確保</p> <p>男女が、生涯を通じて心身共に健やかに過ごせるよう、健康意識の向上や健康づくりの啓発や健康保持・増進に努めます。</p>	<p>6 国際社会の動向を踏まえた取組</p> <p>男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行います。</p>



【 将来像 】

一人ひとりが輝く 協働互敬¹のまち

本市では、性別にかかわらず、一人ひとりが互いを認め合い、それぞれを尊重しながら個性と能力を十分に発揮することができる協働互敬のまちを目指しています。

本市の総合計画との整合性を図るため、「将来像」は第4次プランに引き継ぎます。

協働互敬¹

共に働き、互いを敬うことで、共に等しく恵みを分かち合うこと。

3 施策の展開

市の「将来像」を具現化するため、市民、市民団体、事業者、関係機関及び行政との連携・協働により、取り組むべき3つの基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

家庭や地域など、あらゆる場面において、だれもが自分らしく生活することができるよう、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見の解消に努めるほか、男女共同参画についての理解を深めるべく啓発活動、男女共同参画に関するジェンダー教育や学習機会を提供します。

また、配偶者等からの暴力の根絶に向け、DV・デートDV防止等に関する啓発の推進や相談体制の充実を図ります。

基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

だれもが自らの選択においてその能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことができるよう、意識改革や人材育成など、女性自身のエンパワーメントを図ると共に、ポジティブ・アクション¹の実行等、だれもが職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

また、本市の政策・方針決定の場に多様な視点や意見を反映することができるよう、審議会・委員会等委員へ女性の参画を促進します。

基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

だれもが生涯にわたって心豊かな生活をおくることができるよう、ワーク・ライフ・バランス²の推進や、子育て・介護支援体制の充実に取り組みます。

また、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成の前提となることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³に関する意識の浸透や、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組みます。

更に、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等、様々な困難を抱える人がそれぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

ポジティブ・アクション¹

「積極的改善措置」と訳され、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団（女性や人種的な少数弱者等）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯等から、能力発揮や参画の機会等の待遇において男女間で格差が生じている場合に、それを改善するために個々の事業者が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

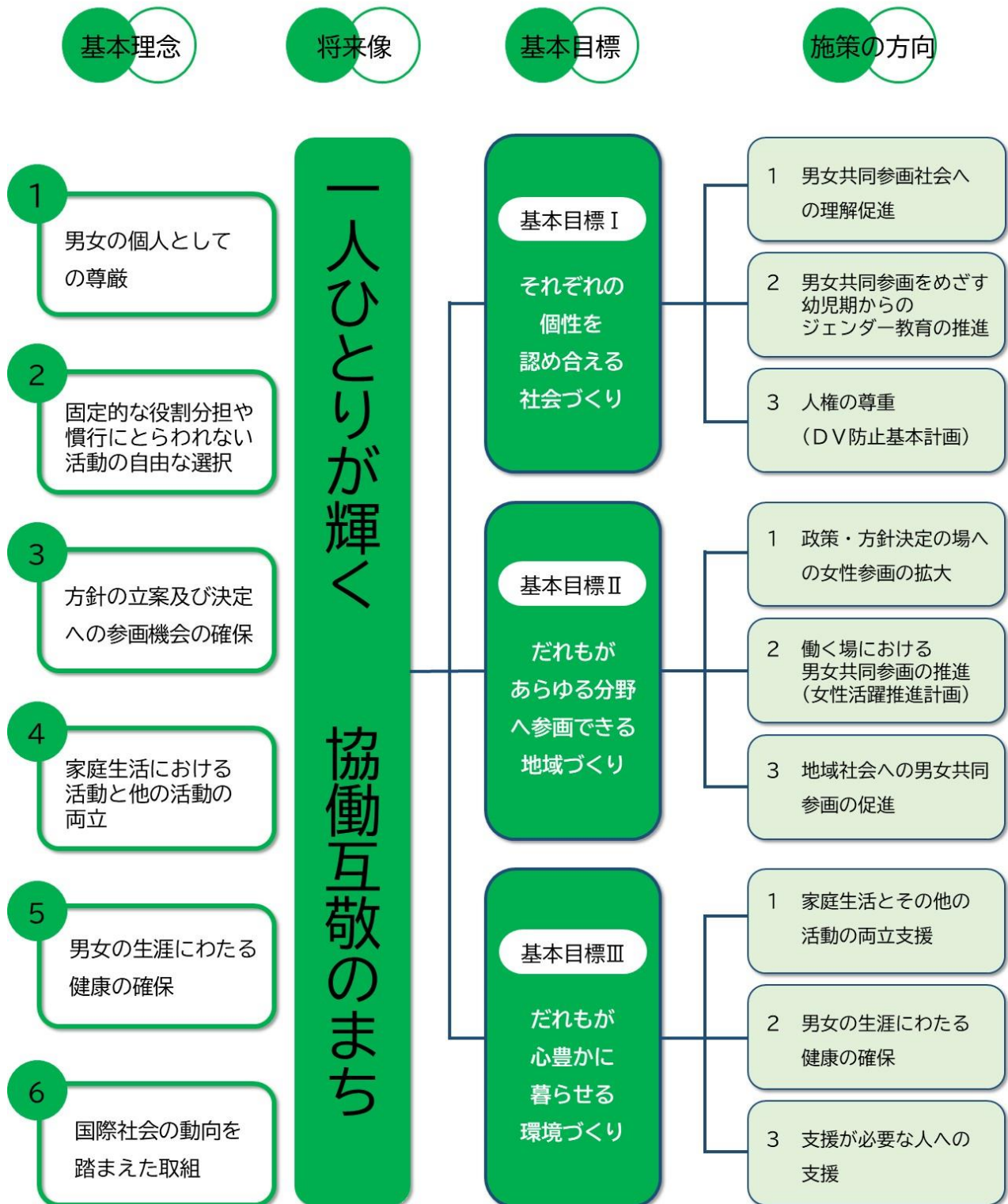
ワーク・ライフ・バランス²

「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいい、プライベートでの様々な経験やあらたな人脈を仕事に活かすなどの相乗効果が期待され、生き活きと働く社員が増えるため企業経営としてもメリットがある。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが安全に生まれ育つことなどが含まれており、また思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

4 施策の体系



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

[現状と課題]

- 男女共同参画に関する理解を深めるための啓発活動として、広報等による情報発信のほか、講座や講演会等を開催しました。学校においては人権教育と合わせて男女共同参画意識の醸成に取り組みました。
- DVをはじめ複雑化する市民の相談に対応するため、関係機関と連携を図ったほか、研修会に参加する等、婦人相談員の質の向上を図りました。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活不安やストレスを原因とするDV被害者等の増加が懸念されています。
- 女性は非正規雇用が多く、男性に比べて収入が低い傾向にあり、社会情勢の影響を受け、職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があり、ひとり親のうち約9割を占める母子家庭では影響が深刻化する懸念があります。

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めることが重要です。そのため、あらゆる分野において固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。これらの意識は長年にわたって形成されてきたものであり、依然として家庭生活や地域社会、職業生活に根強く残っています。男女共同参画社会の理念が市民に深く浸透するよう意識啓発を行います。

(1) 啓発活動の推進

事業	事業の内容	担当課
New ジェンダー平等に配慮した広報	市から発行する広報紙等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー平等の視点に配慮し作成します。	政策推進課 (全課)
New SDGsへの取組	SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進すると共に、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	政策推進課

(2) 情報の収集・提供の充実

事業	事業の内容	担当課
男女共同参画広報紙の発行	男女共同参画に関する広報紙として「ばらんす」を発行し、意識啓発と情報提供を行います。	政策推進課
男女共同参画に関する情報の提供	関係行政機関等、広範囲な情報の収集を行い、ホームページ等の活用により、男女共同参画に関する案内や情報を提供します。	政策推進課

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であるため、この時期に男女を尊重できるようなジェンダー教育を提供することは、個人が自由に生きる社会を形成するために大きな効果を及ぼします。子どもたちが性差にとらわれず、個々の資質・能力を伸ばすことができるよう、あらゆる場面の男女共同参画に関するジェンダー教育を推進します。

また、特別活動等を通してそれぞれが協力し尊重し合う態度を養うと共に、男女共同参画について学ぶことができる学習機会を提供します。

人が自分の身体や性にコンプレックスを持つようになるのは思春期が多いとされています。子どもたちに命の大切さや、性に対する正しい知識が得られるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	事業の内容	担当課
キャリア教育、進路指導の充実	女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について適切な認識を持つことができるよう、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。	学校教育課
小学生交流事業	市内小学生と岡山県井原市の小学生が派遣・受け入れによる現地での交流・交歓を図ることで、男女共同参画の意識を身に付ける機会を提供します。	生涯学習課
発達段階に応じた人権教育の充実	道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	学校教育課

(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業	事業の内容	担当課
家庭教育学級の開設	健全で豊かな人間性を育む家庭のあり方を考えるため、地区公民館において、地域・社会での実践を通じた学習活動を行います。	生涯学習課
男女共同参画講座等の実施	固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。	政策推進課

(3) 国際交流の推進

事業	事業の内容	担当課
中学生交流事業の実施	海外派遣や外国人の受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めると共に、国際感覚を身に付け、国際社会における男女共同参画を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	生涯学習課

国際交流会への支援	市民が多様な文化や価値観に触れることができるよう、市民レベルで外国人との交流活動を行う団体である国際交流会に対し、補助金の交付や日本語・英会話・中国語等の各教室の支援をします。	生涯学習課 政策推進課
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）

配偶者やパートナー等に向けたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。しかし、家庭内や親しい人間関係の中で発生するため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。一人ひとりが暴力の当事者とならないための周知・啓発、暴力を容認しない環境の整備を進めていくことが重要です。家庭や地域などの様々な場面での働きかけ、DV防止に向けた人権教育・啓発を中心とした、暴力を容認しない意識啓発を行います。

また、被害者への支援として、相談体制の充実、保護や自立支援、関係機関との連携強化に引き続き取り組めます。

（1）DV防止に対する啓発の推進

事業	事業の内容	担当課
広報・啓発の充実	パンフレット等の設置配布や、広報紙へ年数回、DV防止法や相談窓口を掲載し、市民に対してDVが犯罪であり重大な人権侵害であるということの周知を行います。	政策推進課
New 若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発	デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	政策推進課
あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育の充実	人権教育の指導計画の中に「女性に対する暴力の根絶に向けた内容」を位置付け、指導の充実を図ります。	学校教育課

（2）DV相談体制の充実

事業	事業の内容	担当課
相談体制の整備	大田原市福祉事務所において婦人相談員を配置し、DVやストーカーの被害者からの各種相談に応じるほか、必要な支援を行います。 また、相談窓口の周知に努めます。	子ども幸福課
婦人相談員の研修機会の提供	婦人相談員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、婦人相談員間で事例等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	子ども幸福課

二次被害の防止	被害者に対して円滑な窓口の対応、行政手続きを行うため、各課との情報共有を行います。	子ども幸福課 市民課 建築住宅課
---------	-------------------------------------------	------------------------

(3) DV被害者の保護と自立の支援

事業	事業の内容	担当課
市営住宅への優先入居	DV被害等にあった市民へ市営・市有住宅の空き状況などを提供し、空き住戸に対して速やかにかつ適切に入居できるよう支援をします。	建築住宅課 子ども幸福課

(4) 関係機関との連携の強化

事業	事業の内容	担当課
県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び支援を行っていくため、県の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。	子ども幸福課
県及び近隣市町等との連携	被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町等の関係機関と情報共有を図る等の連携を行います。	子ども幸福課

基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

[現状と課題]

- 政策・方針決定過程や地域、商工業及び農業分野における女性の人材育成や意識の啓発などを行い、男女共同参画の推進を図りました。しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。
- あらゆる分野の政策・方針決定過程やその実現のための取り組みに男性同様女性も参画し、多様な視点が確保されることで、迅速かつ、きめ細やかに社会情勢の変化に対応することができます。すべての人が性別や年齢にとらわれることなく、ライフステージに応じて自らの意志で多様な生き方を選択し、能力を十分に発揮しながら豊かな人生を送ることのできる、暮らしやすい社会づくりが必要です。

施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

あらゆる分野の意思決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。社会制度や慣行がどちらか一方の性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識等の社会的格差の解消に取り組みます。

女性の参画を拡大することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すと共に、だれもが暮らしやすい社会の実現につながります。

意思決定の場へ女性の参画を拡大させるため、市における女性登用の促進をはじめ、事業者や団体に向けた啓発及び地域活動における女性の活躍促進に取り組みます。

(1) 政策・方針決定の場への女性参画促進

事業	事業内容	担当課
審議会等における女性の登用の促進	男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	政策推進課 (全課)

(2) 人材育成の推進

事業	事業の内容	担当課
女性団体連絡協議会の連携と支援	女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成を推進し、組織の活性化を図ります。	政策推進課
New 地域におけるリーダーの育成	地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。	政策推進課

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、自己実現につながり、個人の幸福の根幹を成すものです。また、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化するなか、女性の活躍を推進することで、社会経済に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。

そのため、性別にかかわらず、男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向け、事業主等に向けた支援、市民に向けた普及・啓発等に取り組みます。

（1）働きやすい職場環境の整備

事業	事業の内容	担当課
雇用均等に関する周知	事業主に対して、男女雇用機会均等の確保や、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくり等の情報を提供するなど周知に努めます。	商工観光課
New 事業者に対する周知啓発	女性活躍推進等に積極的に取り組む事業者に対する公共調達のインセンティブ付与を周知啓発します。	政策推進課
育児・介護休業制度の普及啓発	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう市内企業に対し、育児・介護休業制度の啓発や情報の提供を行います。	商工観光課
ハラスメント防止対策の推進	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に向けて、事業者や労働者及び市民に向けた広報・啓発を行います。	商工観光課
男女共同参画推進事業者表彰の実施	仕事と生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の促進を図ります。	政策推進課

（2）起業・再就職への支援

事業	事業の内容	担当課
職業能力開発の周知	職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度等の支援策の情報提供に努め、求職者や在職者のスキルアップを支援します。	商工観光課
再就職希望者への支援	子育て中の女性等の再就職希望者に対して、合同面接会や各種支援策等の情報提供に努めます。	商工観光課
求人開拓事業の実施	大田原公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、雇用機会の維持及び就労機会の拡大を図ります。	商工観光課
女性起業家の育成支援	商工団体等と連携を図り、女性起業家の育成を支援することによって性別にとらわれない豊かな人材の育成を図ります。	商工観光課 政策推進課

(3) 農業における男女共同参画の推進

事業	事業の内容	担当課
農村女性リーダーの育成	農村女性のエンパワーメントにつながる研修会等への参加を支援します。	農政課 農業委員会
農村生活研究グループ協議会への支援	農村女性の地位向上を図ることを目的に、女性農業者を中心とする農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。	農政課
男女で築く農業経営の発展支援	「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進に向け、女性農業者に対して認定農業者（共同申請を含む）への誘導を行います。	農政課
家族経営協定 ¹ 事業	男女が対等な立場で家族農業経営を確立していくために、就業条件や経営管理全般にかかる家族経営協定書づくりに取り組みます。	農業委員会

施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進

少子高齢化や世帯の少人数化が進む中で、地域内の連携を強め、地域とのつながりの中で安心して、心豊かな生活を送ることのできる地域社会の実現が求められています。そのため、地域づくりや生きがいがづくりといった様々な地域活動において、男女双方の視点を反映することができるよう、地域で活動する各種団体へ男女共同参画を促進すると共に、情報提供や支援を行います。

(1) 市民活動との連携・支援

事業	事業の内容	担当課
商工会議所女性部への支援	女性の力で地域を元気にするため女性経営者で組織された、大田原商工会議所女性部の活動に対して支援を行います。	商工観光課

(2) 防災活動における男女共同参画の促進

事業	事業の内容	担当課
地域での防災活動への参加促進	男女双方の視点で防災活動や避難所運営を行うことができるよう女性の防災活動への参画を推進します。	危機管理課

家族経営協定¹

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っ取り決める協定のこと。

基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

[現状と課題]

- 多様な就業形態に対応するための子育て支援体制の充実、支援を必要とする人に届けるための相談体制の充実や情報提供、父親の子育て参加を促進するための支援等を実施しました。父親の育児参加に向けては、市民の意識改革に加え、職場等の協力が不可欠であることから、事業者に向けた啓発も引き続き推進する必要があります。
- 女性の健康の確保、性教育の支援、性別にかかわらず健康づくりを推進するための健診の実施、スポーツの推進等に取り組みました。引き続き男女共同参画の視点を取り入れて健康づくりを推進する必要があります。
- 介護・介助者の負担軽減のための支援、介護・介助の情報提供や相談体制の充実等に努めました。介護支援サービスや障害支援サービスは男女が活躍を続けるためだけではなく、全ての人安心して暮らせる地域づくりという観点からも重要な施策であるため、引き続き取り組む必要があります。
- ひとり親家庭・生活困窮者等への支援、高齢者への支援、障がいのある人等への支援を行います。事業の実施自体が男女共同参画の推進に寄与するものが多いため、引き続き実施していく必要があります。

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

少子高齢化や雇用環境の変容及び社会経済のグローバル化が進行する中で、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、女性のあらゆる分野における活躍の推進につながるだけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。そのため、男性の家庭生活への参画推進に向けた支援を社会全体で促進する必要があります。子育てや親の介護問題は今より一層深刻になっていくことが予想されます。子育てや介護問題を社会全体で支えることができるサービスの充実に努めます。

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

事業	事業の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての周知啓発をします。	商工観光課
父親参加の子育てに向けた支援の推進	母子健康手帳交付時に、育児支援の資料等を配布し、父親の育児参加を推進します。	子ども幸福課

(2) 子育て・介護支援体制の充実

事業	事業の内容	担当課
保育サービスの充実	通常保育に加え、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の充実に努めます。	保育課

放課後児童健全育成事業 (学童保育)の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	保育課
ファミリーサポート センター ¹ 事業推進	地域における子育て支援を拡充するため、ファミリーサポートセンターの趣旨普及に努め、依頼会員及び提供会員の募集・育成を図ります。	保育課
子育て支援拠点施設事業 の推進	施設指導員等による育児に関するアドバイスと育児情報の提供、子育てに関する相談受付を通して、地域の子育てを支援します。	保育課
保育料等の負担軽減	保育園等入園児童の保育料等を軽減することにより、子育て世帯の経済的な支援を図ります。	保育課
介護保険施設等の充実	介護保険施設等の充実に努め、介護者の負担軽減を図ります。	高齢者幸福課
地域包括ケアシステムの 整備促進	高齢者の生活を家族などの介護者だけでなく、地域全体で支え合うことができるよう、地域包括ケアシステムの整備を促進します。	高齢者幸福課
在宅障害者(児)等居宅 生活支援事業の充実	在宅の障害者(児)等の介護給付、自立支援医療、補装具費等の給付、地域生活支援により、家族の介護の軽減を図ります。	福祉課

ファミリーサポートセンター¹

地域において、保育施設等までの送迎や緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となってお互いに支え合う事業。市が設置で運営を行う。

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要となります。そのため、互いの身体的性差への理解促進や、性別に応じた健康づくりを支援すると共に、母子保健の充実に努めます。

(1) 生涯を通じた健康保持の推進

事業	事業の内容	担当課
性教育の充実	特別活動や保健体育において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に指導を行います。	学校教育課
各種がん検診の実施	乳がん・子宮がんや前立腺がん等、性別に応じた各種がん検診を実施します。	健康政策課
女性セミナーの開設	女性が生涯にわたって健康の保持増進に努めることができるよう、女性の健康づくりに関するセミナーを実施します。	生涯学習課
女性スポーツ教室の開催	年代や個性に応じた健康づくりを推進するため、「市民一人1スポーツ」の観点から女性スポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課

(2) 母子保健の充実

事業	事業の内容	担当課
不妊治療費補助金交付	不妊治療を受けた方に、保険診療適用外の治療費の一部を助成します。	子ども幸福課
妊婦健診受診票の交付	安心して妊娠・出産にのぞむことができるよう妊婦健診の受診票を交付し、医療費の公費負担をします。	子ども幸福課
妊産婦医療費助成事業	妊産婦の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図ります。	子ども幸福課
産婦健診費助成事業	産後2週間と1ヵ月の産後健診について、1回5,000円を上限に2回助成します。	子ども幸福課
子育て世代包括支援センター	専任職員として「子育てコンシェルジュ」を配置し、相談に応じています。	子ども幸福課
思春期保健の充実	豊かな父性及び母性を育むため、市内全小・中学校において思春期教室を実施し、正しい知識の普及と自己決定能力の育成を図ります。	子ども幸福課

施策の方向3 援助が必要な人への支援

高齢者やひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことから、「生理的貧困」への支援など、寄り添った相談支援が求められています。このため、男女共同参画の視点に立ち、困難に置かれている人が安心して暮らすことのできる環境整備に取り組みます。

また、性的指向・性自認に関することを理由として社会的困難を抱えることがあります。社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

様々な背景を持つ人に対して、正しい理解を広め、状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組みます。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業	事業の内容	担当課
養護老人ホーム措置事業	居宅で養護を受けることが困難な高齢者を措置支援することで、安心して暮らせる環境を整備します。	高齢者幸福課
高齢者の就業機会の充実	シルバー人材センターに対する事業費補助等により、高齢者の就業の促進を図ります。	高齢者幸福課
社会的活動の場の提供	老人クラブの体制強化を図ることにより、社会活動の場を提供します。	高齢者幸福課

(2) 貧困に直面する女性等に対する支援

事業	事業の内容	担当課
就労支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が一刻も早く就業・自立ができるよう、大田原市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども幸福課
児童扶養手当給付事業	父母の離婚・父親又は母親の死亡などによって父親又は母親と生計を共にしていない児童や、重度の障害のある児童を健やかに育成することができるよう、児童扶養手当を支給します。	子ども幸福課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的な自立を更に促進するため資金の貸付が必要になったとき、母子父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じます。	子ども幸福課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の向上を図り、ひとり親家庭の福祉を増進します。	子ども幸福課

生活困窮者自立相談支援事業 ¹	生活上の困難に直面した人（「生理の貧困」にある女性を含む）に対し、地域の中で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。	福祉課
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------	-----

(3) その他困難を抱える人への支援

事業	事業の内容	担当課
New LGBTQ ² への理解を深めるための取組	LGBTQに関する正しい理解を深めるための啓発や情報・学習機会の提供を行います。	政策推進課
性的少数者 ³ への教育相談の充実	学校教育の場において、児童・生徒に対し、相談体制やサポート体制の充実を図ります。	学校教育課
外国人子女相談員の配置	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、ポルトガル語等を母語とする相談員を学校に配置し、学習支援活動や教育相談、文書の翻訳業務を行います。	学校教育課

生活困窮者自立相談支援事業¹

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27（2015）年4月に生活困窮者自立支援法が施行された。同法では、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置について定められている。

LGBTQ²

性的少数者を表す表現の一つである「LGBTQ」は、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender: 身体の性別と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（Questioning: 性的指向や性自認がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいる状況にある人）の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者を表す総称のひとつとしても使われることがある。

性的少数者³（セクシャルマイノリティ）

出生時に判定された性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）が一致し、かつ性的指向（どのような性別の人を好きになるか）が「恋愛・性愛の対象は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。

第5章 プランの推進

1 推進体制の充実

本プランの推進にあたっては、市民・事業者・地域団体等と行政が、男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することが重要です。また、多くの施策は行政の複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、男女共同参画に関する職員研修を実施するなど、職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点に立って取組を推進する必要があります。

しかしながら、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。市民・事業者・地域団体等と行政が、それぞれの立場で、本プランの目的や理念を理解し、連携して取組を展開することができる体制づくりが求められます。

本プランの推進にあたっては、国や栃木県等との連携を図りながら取り組めます。

(1) 庁内推進体制の強化

事業	事業の内容	担当課
庁内における意識啓発	市職員への意識啓発のため、講座や講演会等の情報提供を行います。	政策推進課
女性職員の管理的地位への登用拡大	キャリア形成支援の取組を進め、公平公正な能力評価を行うことにより、市の女性職員の管理職への登用を推進します。	総務課
「特定事業主行動計画」の推進	すべての職員が仕事と生活の調和を推進し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、特定事業主行動計画を推進します。	総務課
男性職員の育児休業取得促進	性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備を目的として男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務課

(2) 国、県、他市町との連携

事業	事業の内容	担当課
各種研修への積極的参加	国や県、他市町との情報共有を図るため、最新の動向を把握し、研修会への積極的な参加を促すことで、本市の施策推進につなげます。	政策推進課

2 目標設定指標一覧

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

目標設定指標の項目は、プランの着実な推進を図る観点から、特に点検・評価が必要なものとしてきました。

なお、計画期間中に目標値に達した場合は、見直しを行います。また、市の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画が見直された場合は、本プランも見直し後の指標に修正します。

■基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

指標項目	現状値※ 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	2回/年	2回/年
2. 家庭教育学級受講者数	639人/年	2,800人/年
3. 市広報紙を活用したDV防止の啓発	4回/年	4回/年

■基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

指標項目	現状値※1 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 審議会・委員会等における女性委員の割合	24.0%	35.0%
2. 女性農業委員の全体に占める割合	23.5%	30.0%
3. 女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	新規	5社/年

■基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

指標項目	現状値※1 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 認知症サポーターの数(計画期間の累計)	14,013人	16,400人
2. 乳がん検診受診率(40歳~69歳)(全方式の合計)	新規	60.0%
3. ファミリーサポートセンター利用件数	新規	570人/年

※ 現状値(令和2年度)の数値は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を思うように実施することができない状況下であったため、例年の数値に比べて変動があります。

3 プランの進行管理

本プランの実効性の確保に向けては、P D C Aサイクル（Plan、Do、Check、Action）の視点に基づく進行管理が重要となります。そのため、各施策の達成度や各事業の進捗状況を毎年度評価し、施策の推進における課題等を明らかにすることで、次年度のより効果的なプランの推進につなげていきます。

（1）年次報告書の作成・公表

事業	事業の内容	担当課
年次報告書の作成	各施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会に報告すると共に、市民・事業者に対し公表します。	政策推進課
男女共同参画審議会との連携	年次報告書の報告を通じて、本計画の事業評価や進捗管理を行います。	政策推進課

資料編

1 大田原市男女共同参画を推進する条例

平成16年9月28日 条例第21号
最終改正 令和2年3月31日 条例第2号

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 基本的施策(第8条-第15条)
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第16条・第17条)
- 第4章 大田原市男女共同参画審議会(第18条)
- 附則

前文

人がその性別にかかわらず、一人一人が心豊かに、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たちの願いである。

大田原市においては、人間尊重を基本理念とした市民憲章に基づき、大田原市総合計画を指針として、市民生活の向上を目指すとともに、男女平等社会の実現に向け「おおたわら男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別による固定的な役割分担や慣行は、依然として根強く残っており、社会における男女間の不平等を感じている市民も少なくない。

さらに、意思決定の場への男女の積極的な参画、家庭生活における活動と他の活動の両立等なお一層の努力が求められている。

こうした状況の中、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化など社会経済情勢の急激な変化に伴い、解決すべき課題も抱えている。

ここに、大田原市は、男女の特性を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、幸せを実感できる住みよいまちを築くため、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、心理的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるようにすること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすること。

(5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行われること。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現にあたり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において目指すべき姿
 - ア 家族一人一人を尊重し、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、家事、子育て、介護等を担い合う家庭
 - イ ドメスティック・バイオレンスのない明るい幸せな家庭
- (2) 教育の分野において目指すべき姿
学校教育、社会教育その他あらゆる分野において、男女平等意識が醸成され、かつ、個性や能力が大切にされる教育
- (3) 地域において目指すべき姿
男女共同参画が阻害される慣習やしきたりを見直し、男女が、差別なく地域の諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域
- (4) 職場において目指すべき姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価される職場
 - イ セクシュアル・ハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働ける環境が保障される職場
 - ウ 男女が等しく、職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立し、その他の活動も行うことができる職場
 - エ 家族経営的な農商工業等においては、男女が対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保され、並びに正当に評価される職場

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、前条に定める目指すべき姿(以下「目指すべき姿」という。)を念頭に置き、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民、事業者、国、他の地方公共団体等と協力し、及び連携して実施する責務を有する。

3 市は、男女共同参画の推進に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策 (行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、大田原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、あらゆる機会を通じて広報活動、情報提供、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。(附属機関の委員等)

第11条 市は、附属機関の委員等を任命又は委嘱するときは、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるよう努めるものとする。(意見等申出の対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から、意見、苦情等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるとともに、必要と認めるときは大田原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権の侵害に関し、市民及び事業者から相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めるものとする。(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。(調査研究)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 すべての人は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス
(公衆に表示する情報への配慮)

第17条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や、異性に対する暴力等を助長若しくは連想させる表現又は不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 大田原市男女共同参画審議会
(大田原市男女共同参画審議会)

第18条 市に、大田原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 施策に関する意見等の申出への対応に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 委員は、市民、学識経験者等から市長が任命又は委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 大田原市男女共同参画審議会規則

(平成17年9月30日 規則第22号)
最終改正 平成23年3月31日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田原市男女共同参画を推進する条例(平成16年条例第21号)第18条第7項の規定に基づき、大田原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

3 大田原市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏名	役職等もしくは所属	備考
松本利寿	大田原市小中学校長会 大田原市立薄葉小学校 校長	
伊藤克夫	大田原市社会教育委員	
橋場久美子	聖家幼稚園認定こども園 園長	
市川嘉史	大田原公共職業安定所 所長	
古谷忠	一般社団法人 那須野ヶ原青年会議所	
渡部貢	連合栃木那須地域協議会	
大野正夫	大田原商工会議所	
杉原考太郎	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	
相馬和恵	大田原市農業委員会 農業委員	
溝口喜代美	大田原市民生委員児童委員連絡協議会	
小宮明美	大田原人権擁護委員協議会	
鈴木由美	国際医療福祉大学大学院助産学分野 教授	
藤沼久子	大田原市女性団体連絡協議会	会長
三森典子	大田原市民の研修事業実行委員会	
西田真理	栃木県男女共同参画地域推進員	副会長

男性：7人／女性：8人（順不同、敬称略）

※役職等は委員委嘱時のもの

4 大田原市男女共同参画庁内連絡会議設置要領

(平成17年10月1日)
最終改正 令和3年4月1日

(設置)

第1条 大田原市男女共同参画行動計画を総合的かつ円滑に推進するため、大田原市男女共同参画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、男女共同参画行動計画の推進に関し、関係部門相互間の連絡調整を行うものとする。

(構成)

第3条 連絡会議は、総合政策部長主宰のもとに別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 総合政策部長は、必要があると認めるときは、連絡会議に構成員以外の職にある者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は、総合政策部長が必要に応じ開催する。

(報告)

第5条 総合政策部長は、連絡会議の結果を必要に応じ、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から実施する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則(平成20年4月1日)

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成22年8月1日)

この要領は、平成22年8月1日から実施する。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月1日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

別表(第3条関係)

大田原市男女共同参画庁内連絡会議構成員

No.	部・課等	職名
1	総合政策部	政策推進課
2		総務課
3		情報政策課
4		危機管理課
5	財 務 部	財政課
6		税務課
7		収納対策課
8		検査課
9	保健福祉部	健康政策課
10		福祉課
11		子ども幸福課
12		保育課
13		高齢者幸福課
14	市民生活部	国保年金課
15		市民課
16		生活環境課
17	産業振興部	農政課
18		農林整備課
19		商工観光課
20	建設水道部	道路課
21		都市計画課
22		建築住宅課
23		上下水道課
24	議会事務局	議事課
25	農業委員会	
26	教育委員会	教育総務課
27		学校教育課
28		生涯学習課
29		文化振興課
30		スポーツ振興課

5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する

機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二
号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第
百六十号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔以下略〕

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 令和 元年 6 月 26 日 法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変

更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の

確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護について説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者

に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身

体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。)

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた

措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、

かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を

生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法

務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕

〔抄〕

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕

〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日 法律第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむ

を得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総

合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動

計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に

周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団

体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報

告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職

業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関

係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に

規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年三月三十一日法律第十四号）〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家

公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、この結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年 5 月 23 日 法律第 28 号
最終改正 令和 3 年 6 月 1 日 法律第 67 号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行わなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等と

しての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同

参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
1945(昭和20)	・国際連合発足	・改正選挙法公布(婦人参政権)		
1946(昭和21)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法発布(男女平等 明文化)(47年施行)		
1947(昭和22)		・改正民法公布(家父長制廃止) (48年施行)		
1948(昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行		
1956(昭和31)		・売春防止法公布(58年施行)		
1961(昭和36)		・所得税法改正(配偶者控除制 度新設)		
1967(昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣 言採択			
1975(昭和50)	・国際婦人年 ・国際女性デーの制定 ・国際婦人年世界会議(メキ シコシティ) ・世界行動計画、メキシコ宣 言採択	・「国際婦人年にあたり、婦人の 社会的地位向上を図る決議」 採択 ・総理府に婦人問題企画推進本 部設置、総理府婦人問題担当 室業務開始		
1976(昭和51)	・国連婦人の十年(75年)	・民法改正(離婚復氏制度)		
1977(昭和52)		・国内行動計画策定(52~61) ・国立婦人教育会館開館		
1979(昭和54)	・女子差別撤廃条約採択		・企画部婦人青少 年課設置 ・婦人行政連絡会 設置 ・栃木県婦人問題 懇話会設置	
1980(昭和55)	・国連婦人の十年中間年世 界会議(コペンハーゲン)	・民法・家事審判法の改正(配偶 者の相続分改正) (81年施行) ・国連婦人の十年中間年全国会 議		
1981(昭和56)	・ILO第156号条約(家族的 責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標を 決定	・「婦人のための 栃木県計画」策定 (56~60) ・上記計画に婦人 総合センター(仮 称)整備が記載	
1984(昭和59)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系 平等主義の採用)(85年施行) ・パートタイム労働対策要綱制 定		
1985(昭和60)	・国連婦人の十年の成果を 検討し、評価するための 世界会議(ナイロビ) ・婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正(女性の年金 権の確立)(86年施行) ・男女雇用機会均等法公布(86 年施行) ・女子差別撤廃条約の批准(86 年発効) ・労働基準法改正(女子保護規 定の一部廃止、母子保護規定 の拡充)		

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
1986(昭和 61)			・「とちぎ新時代女性プラン」策定(S61~H2) ・上記プランに婦人総合センター(仮称)整備が記載	
1987(昭和 62)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定 ・労働基準法改正(週 40 時間制) ・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行	・第 1 回婦人のつどい開催	
1988(昭和 63)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足	
1989(平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修) ・パートタイム労働指針告示		
1990(平成 2)	・ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択			
1991(平成 3)		・育児休業法公布(92 年施行) ・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)	・「とちぎ新時代女性プラン(二期計画)」策定(H3~7) ・「婦人総合センター(仮称)基本構想」策定	
1992(平成 4)	・環境と開発に関する国際会議(リオデジャネイロ)	・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定	
1993(平成 5)	・国連世界人権会議(ウィーン) ・ウィーン宣言及び行動計画採択 ・国連女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公付、施行		
1994(平成 6)	・ILO 第 176 号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准		・大田原市女性団体連絡協議会結成
1995(平成 7)	・第 4 回世界女性会議(北京)北京宣言及び行動綱領採択	・育児・介護休業法成立(介護休業制度を法制化し H11 年度から実施) ・ILO 156 号(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する)条約批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
1996 (平成 8)		<ul style="list-style-type: none"> ・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画 2000 年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ新時代女性プラン（三期計画）」策定（H8~12） ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木県男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおたわら女性プラン（女性行動計画）」策定 ・女性行政広報紙「ばらんす」創刊
1997 (平成 9)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（99 年施行） ・介護保険法公布（00 年施行） ・育児・介護休業法改正（深夜業制限） 		
1999 (平成 11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県男女共同参画懇話会設置 	
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布・施行 ・男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組 	
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ・第 1 回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン」策定（H13~17） ・とちぎ女性政策塾開始 ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H13~17） 	
2002 (平成 14)			<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県男女共同参画推進条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおたわら男女共同参画プラン（第 2 次大田原市女性行動計画）」策定
2003 (平成 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県男女共同参画推進条例」施行 ・栃木県男女共同参画審議会設置 	
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法改正（DV の定義の拡大） ・育児・介護休業法改正（育児・介護休業法の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（05 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田原市男女共同参画を推進する条例」制定

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
2005 (平成 17)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画 (第 2 次) 策定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 (H17~20)	・大田原市・湯津上村・黒羽町合併生涯学習課から企画政策課へ移管
2006 (平成 18)		・男女雇用機会均等法改正 (間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止 (07 年施行))	・「とちぎ男女共同参画プラン (二期計画)」策定 (H18~22) ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定 (H18~22)	
2007 (平成 19)		・パートタイム労働法の改正 (均衡のとれた処遇の確保の促進) (08 年施行) ・配偶者暴力防止法改正 (保護命令の拡充、市町村についての規定の強化) (08 年施行) ・仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	・青少年男女共同参画課に名称変更	・「おおたわら男女共同参画プラン (大田原市男女共同参画行動計画)」策定
2008 (平成 20)		・女性の参画加速プログラム策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出		
2009 (平成 21)	・国連女子差別撤廃委員会 (日本の女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告の審議・勧告) ・第 54 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正 (子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設) (10 年施行)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 (H21~23)	
2010 (平成 22)		・男女共同参画基本計画 (第 3 次) 策定		
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen) 発足		・「とちぎ男女共同参画プラン (三期計画)」策定 (H23~27) ・「第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定 (H23~27) ・組織改編により「栃木県とちぎ男女共同参画センター」設置	
2012 (平成 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採決		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」第 2 次改訂 (H24~H28)	・「おおたわら男女共同参画プラン (第 2 次大田原市男女共同参画行動計画)」策定

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の支援からの防災・復興の取り組み指針策定 ・日本再興戦略策定(「女性の活躍推進」を成長戦略の中核と位置づけ) ・配偶者暴力防止法改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象)(14年施行) ・ストーカー規制法改正(電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化) 		
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採決 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権・青少年男女参画課に改編 ・「TOCHIGIで働く☆『輝くウーマン』プロジェクト」実施 ・栃木県活躍推進会議から「栃木県の女性活躍のための提言書」 	
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」世界閣僚会合)(ニューヨーク) ・持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)公布(16年全面施行) ・男女共同参画基本計画(第4次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田原市人口ビジョン」、「大田原市未来創造戦略」の策定
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法改正(仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し)(17年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン(四期計画)」策定(H28°R2) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定(H28°R2) ・「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(H28°R2) ・「とちぎ女性活躍応援団」設立 	
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> ・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定(H29°R3) ・「男女生き生き企業」認定・表彰制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田原市総合計画基本構想」策定 ・「おおたわら男女共同参画プラン(第3次大田原市男女共同参画行動計画)」策定

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県	大田原市
2018 (平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布 (順次施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者等地域支援サポーター制度の創設 	
2019 (令和元)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法等改正 (一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止強化等) (順次施行) ・「配偶者暴力防止法」改正 (連携機関の明確化等) (20 年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期大田原市未来創造戦略」の策定
2020 (令和 2)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・男女共同参画基本計画 (第 5 次) 策定 		
2021 (令和 3)			<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン (5 期計画)」策定 (R3~R7) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 (第 2 期)」策定 ・「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定 (R3~R7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおたわら男女共同参画プラン (第 4 次大田原市男女共同参画行動計画)」策定

おおたわら男女共同参画プラン

(第4次大田原市男女共同参画行動計画)

令和4年3月

発行 大田原市

編集 大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641

栃木県大田原市本町 1-4-1

電話（代表）0287-23-1111
